

令和元年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 元 年 9 月 1 1 日
- ・ 開 会 令和 元 年 9 月 1 1 日
- ・ 閉 会 令和 元 年 9 月 1 2 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番 後 藤 忍 7 番 品 田 好 博

2 番 三 條 幸 夫 8 番 齋 藤 宏 司

3 番 上 地 史 隆 9 番 松 岡 克 美

4 番 田 中 裕 之 10 番 深 川 昇

5 番 原 本 哲 己 11 番 松 田 信 行

6 番 沢 出 好 雄 12 番 近 藤 哲 雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町長、教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会会長、副町長、総合支所長、会計管理者、総務課長、総務課参事、総務課参事、住民課長、福祉課長、福祉課参事、産業課長、産業課参事、建設課長、建設課参事、地域振興課長、住民福祉課長、総務課主査、生涯学習課長、生涯学習課参事、高校・認定こども園推進室参事、高校・認定こども園推進室参事、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、事務局主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和元年第3回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和元年9月11日（水） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課参事	鈴木章夫
総合支所長	伊藤裕幸	産業課長	藤田勉
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	南部猛	建設課長	高島清和
総務課参事	林敏美	建設課参事	山本純生
総務課参事	塚原章裕	地域振興課長	作田勝弥
住民課長	田中信裕	住民福祉課長	星加政志
福祉課長	佐々木徳幸	総務課主査	土田康裕

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐薙幸史	高校・認定こども園推進室参事	村山修
生涯学習課参事	田端久剛	高校・認定こども園推進室参事	友西敦史

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 伊藤裕幸

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 井上透

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 伊藤裕幸

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男	事務局主幹	田中学
------	------	-------	-----

以上のとおり報告する。

令和元年9月11日

大空町議会議長 近藤哲雄

諸 般 の 報 告

《令和元年6月19日～9月11日》

- 6月19日 第4回総務厚生・第5回産業建設文教合同常任委員会
第4回総務厚生常任委員会
第5回産業建設文教常任委員会
- 20日 第6回議会広報常任委員会
- 22日 女満別幼稚園運動会
- 23日 東藻琴消防演習
- 25日～26日 北海道町村議会議員研修会（札幌市）
- 7月 2日 交通安全大会・社会を明るくする運動大会
- 6日 東藻琴地区殉公者慰霊祭
- 8日 オホーツク圏活性化期成会総務文教厚生専門委員会（北見市）
- 18日 第7回議会広報常任委員会
- 20日 RUN伴おおぞら2019
- 22日 町村議会新任議員研修会（網走市）
- 23日 産業建設文教常任委員会所管事務調査
- 29日 大空町柔道合宿歓迎レセプション
- 31日 第8回議会広報常任委員会
- 31日～8月2日 オホーツク圏活性化期成会夏季要望（東京都）
- 8月 2日 ふれ愛スタディin大空町の団員歓迎セレモニー
- 3日～4日 めまんべつ観光夏まつり
- 6日 総務厚生常任委員会所管事務調査
- 8日 第5回総務厚生常任委員会
- 11日 めまんべつ納涼盆踊り
- 14日 第9回議会広報常任委員会
- 15日 女満別地区戦没者追悼平和祈念祭
東藻琴福寿苑盆踊り大会
大空町バスケットボール合宿歓迎レセプション

- 20日 文京区議会会派ぶんきょう子育て・ネット行政視察来町
- 21日 第10回議会広報常任委員会
- 22日 幌加内町議会産建文教常任委員会行政視察来町
- 23日～24日 網走郡下町議会議長・副議長会議（美幌町）
- 25日 ノンキーランドふるさとまつり
- 27日 第6回総務厚生・第6回産業建設文教合同常任委員会
第6回総務厚生常任委員会
第6回産業建設文教常任委員会
- 9月 1日 大空町防災訓練
- 5日 第5回議会運営委員会
- 11日 令和元年第3回定例会

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会、開議宣言

- ◇議 長 おはようございます。ただいまから、令和元年第 3 回大空町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において 1 番、後藤忍議員及び 2 番、三條幸夫議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

- ◇議会運営委員会委員長 おはようございます。議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る 9 月 5 日に議会運営委員会を開き本日開会の定例会会期等について協議いたしました。

本定例会では、一般質問者が 3 名、町長から提出されております案件が 18 件であります。その内訳は承認が 1 件、一般議案が 9 件、決算認定が 8 件です。この他議会提出案件も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日 9 月 11 日に開会し、9 月 12 日までの 2 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定

- ◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 9 月 12 日までの 2 日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 12 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 12 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

◇議 長 日程第４、行政報告を行います。山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。山下町長。

◇町 長 おはようございます。令和元年第３回大空町議会定例会に当たりまして、行政報告を行います。

６月２７日、地域包括支援センター運営協議会を開催いたしました。平成３０年度の活動報告と、令和元年度計画を決定する会議でございます。介護を巡る町内の状況などについて挨拶で触れさせていただいたところでございます。

７月１日は、オホーツク町村会行財政特別委員会が遠軽町で開催をされ、出席いたしました。本年度の職員採用試験の具体的日程を決定するとともに、４年に一度実施しております町村長研修について、ＪＲ四国の取り組みなどを視察する方向で検討することとしたところであります。

７月２日は、交通安全社会を明るくする運動大会を開催いたしました。スパーク東藻琴を会場に５４２名の参加をいただき、開催したところであります。挨拶の中では、網走刑務所住吉作業所の活用についても触れさせていただきました。

７月５日は、全国民間空港関係市町村協議会理事会総会が東京で開催をされ、出席いたしました。全国的にインバウンドの増加傾向が報告され、空港の安全対策、災害時の対応が必要であり、今後、国等に要請していくこととしたところでございます。

７月６日は、東藻琴地区殉公者慰霊祭を挙行いたしました。御遺族、来賓、５７名の出席によって開催をさせていただいたところであります。

７月８日は、家畜伝染病防疫対策協議会総会を開催いたしました。ヨーネ病の発生状況などについて説明するとともに、令和元年度の事業計画、予算などを決定したところであります。

同日、北見市におきまして、オホーツク圏活性化期成会建設経済専門委員会に出席いたしました。夏季要望の項目の精査を行い、高規格幹線道路網の整備、地方空港運行路線の維持拡充、鉄路の存続などを重点項目としたところでございます。

７月１６日は、同じくオホーツク圏活性化期成会の役員会が北見市で開催されました。各専門委員会に取りまとめた項目につきまして、最終確認をいたしました。あわせて班編成や日程の確認のほか、来年度は東京オリンピックがある関係で、日程を早期に決定しなければならないなどの意見が出されたところでございます。

7月23日は、オホーツク東部広域農業水利管理協議会を開催いたしました。美幌町長に出席いただき、平成30年度会計の決算の認定、今後の施設の更新計画について、協議をしたところでございます。

7月25日には、札幌に出張いたしました。一つは、自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会議、北海道ブロック会議に出席をしたところであります。全国組織が昨年11月に発足をいたしまして、今年度初めてブロック会議に小清水町、網走市、北見市とともに参加をしたところでございます。道内27市町村が加盟をしている会議でございます。今後、ルート協議会の設立でありますとか、国、北海道への要望活動、道の駅の整備、環境整備やイベントの開催などを行っていくこととしたところでございます。

同日、北海道市町村長交流セミナーが開催されております。これにも出席いたしました。日本総合研究所会長である寺島実郎氏の講演では、ものづくり大国日本の立場が揺らいでおり、人材育成の大切さをお話しされました。職員の育成にもつながる内容であったと感じたところであります。

同日、開陽中央線道路整備要請活動として、札幌で道庁にまいりました。後ほど出てまいります北海道開発局に対しても、7月31日、同じ要請活動を行っているところでありますけれども、開陽中央線の早期整備に向けた予算の確保についてお願いをしたところであります。この中では補助金区分の変更などを行ってはどうかというようなアドバイスを受けたところでございます。

7月29日からは、東京に出張いたしました。一つは、全国生涯学習市町村協議会役員会総会に出席したところでございます。役員会が行われまして、引き続き幹事の職となったところであります。総会の中では文部科学省職員が来賓として出席をされ、所管事業などの説明も行われたところであります。

7月30日は、農地崩落及び農地崩落に起因する河川、湖沼への土砂流出の浅化に係る対策の実施についての要請活動にも参加いたしました。網走市、大空町、美幌町、津別町、そして関係するJAの皆さんとともに、緊急措置とあわせて抜本対策の検討を農林水産大臣に要請したところでございます。

また、7月30日と31日、東京、そして札幌におきまして、情報通信基盤整備に係る意見交換を行ってまいりました。総務省におきましては、総合通信基盤局、北海道段階におきましては、北海道総合通信局に対し、大空町の現状の説明を行うとともに、予算の配当、事業手法などのアドバイスをお願いしたところでございます。

7月31日には、先ほど申しました7月29日と同様、開陽中央線道路整備要請活動といたしまして、北海道開発局に対し要請をしたところでございます。

また、7月31日と8月2日は、それぞれ札幌市、東京都におきまして、オホーツク圏活性化期成会の夏季要望として、各省を訪問したところでございます。札幌におきましては、北海道開発局へオホーツク活性化期成会の役員として要望活動を行いました。8月2日につきましては、班編成を行いまして、私は、国土交通省、法務省に対しまして、道路、また空港の課題等について要請を行ったところでございます。

7月31日と8月1日にかけては、北海道段階と東京におきまして北海道横断自動車道北見網走間建設促進期成会夏季要望として要望活動に参加をい

たしました。7月31日には、北海道開発局、8月1日には、国土交通省道路局、北海道局、さらに財務省主計局、さらに北海道選出の国会議員に対しまして、端野高野間の事業の着手女満別空港から網走間の計画段階評価の実施し、そして、遠軽北見道路の事業推進を要望したところでございます。

2ページ目に渡りまして、8月1日は女満別空港整備利用促進協議会航空会社要請活動を行いました。全日本空輸、日本航空に対しまして、機材の大型化、通年運航、増便、時間帯の変更等について要請をするとともに、意見交換を行ったところでございます。

同日8月1日は、美幌駐屯部隊の充実強化を求める要請活動にも参加をいたしました。美幌町長を中心に駐屯部隊の即応機動連帯への改編を要請したところでございます。

8月8日は、地域福祉計画策定委員会を開催いたしました。辞令のを交付を行わせていただくとともに、福祉とは何か、そういったことを考えて計画の検討に当たっていただきたいというお願いをしたところでございます。

8月15日は、女満別地区戦没者追悼平和祈念祭を挙行いたしました。遺族、来賓の方々101名の出席により開催となったところでございます。

8月20日は、大空町と網走信用金庫との地方創生に関する連携及び協力に関する協定等締結式を行いました。金融機関として、従来から地方創生にかかわってこられた網走信用金庫の皆さんと、今後の総合戦略策定事業の推進への協力をお願いするような形での協定となります。また、女満別支店新築に合わせた災害時の協力体制を明確にするため、協定の締結を行ったところでございます。

8月23日は、北海道3自治体共催ビジネスセミナーを大阪市において開催いたしました。石狩管内当別町、空知管内栗山町とともに、大空町の豊富な食材と就業環境の利点などについて、企業の方々に紹介をさせていただいたところであります。60団体、130人程度が参加されました。今後、礼状の発送などを行い、今後の関係を構築していくこととしているところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議長 これでは行政報告は終わりました。暑い方は、上着を脱いでよろしいです。

◎日程第5 一般質問

◇議長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。3番、上地史隆議員

◇上地議員 はい、3番。皆様おはようございます。

9月1日の防災の日に東藻琴で開催されました防災訓練では、町長をはじめ職員、自衛隊、日本赤十字奉仕団、参加された地域住民の皆様大変お疲れさまでございました。関係機関や各種団体の皆様の御協力もあり、参加された住民の方は、改めて万が一の災害に備える必要性を再認識することができたのではないのでしょうか。

最近では、九州北部が豪雨により大きな被害が出ております。現在でも、台風15号の影響により千葉県を中心に、大規模な停電が起きております。被災

された方には、一刻も早く復旧が進み、普通の生活を取り戻されることを心より願いたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問に移らせていただきます。ほかの議員の方と重なる質問がありましたら、御容赦いただきたいと思います。

それではまず一つ目の質問です。大規模停電時の対応についてです。

2018年9月6日未明に発生した北海道胆振東部地震をきっかけに、苫東厚真石炭火力発電所にある発電機3台が停止し、北海道ほぼ全域が連鎖停電するというブラックアウトが発生しました。これまで2011年3月に発生した東日本大震災及び原発事故に伴う広域停電などはあったものの、いずれも電力システム全域が停電した訳ではなく、いわゆるブラウンアウトと呼ばれる状態でした。そのようなことから日本史上初めてのブラックアウトを北海道は経験したことになります。

大空町も影響を受け、ほぼ全域が停電になりました。停電当時、電力が復旧されるまでに町はどのように対応されたのか。また、当時の教訓により、どのような対策を考えているのか、町長よりお聞かせいただきたいと思います。

続いて二つ目の質問に移らせていただきます。ヒグマの出没についてです。

北海道のヒグマ対策は昭和37年、十勝岳が噴火し、降灰の影響等により、ヒグマによる人身、家畜、農作物に対する甚大な被害が生じたため、昭和41年から春グマ駆除を開始したところ、人身、家畜等の被害や捕獲数の減少が見られましたが、道内人口の増加による耕地宅地化により、生息域が分断、縮小されるなど、生息環境が悪化したことから、個体数の減少が懸念され、平成元年度をもって春グマ駆除は廃止されました。

ですが、春グマ駆除廃止以降、北海道では保護に重心を置いた施策を実施してきましたが、近年は捕獲圧を緩めたことが原因と考えられる人への警戒心が見られない、人を恐れないヒグマ出現してきております。そのほか生息頭数も増加傾向にあり、他市町村においては、近年、市街地でも出没情報が寄せられるようになりました。

そのような中で大空町の出没状況や対策はどうなっているのか、町長よりお聞かせいただきたいと思います。

以上、最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 上地議員の一般質問に御答弁を申し上げたいと存じます。

1点目でございます。昨年9月6日、胆振東部地震が発生をいたしました。本町は震度3を観測、北海道全域が停電となりました。午前7時に災害対策本部を設置し、現状把握、災害対応、情報共有を主に対応を行ってまいりました。本町のメール配信はサービス提供拠点が道外にあったため、停電の影響を受けることなくメール配信ができましたが、ウェブサイトによる情報は発信できませんでした。

役場庁舎では、パソコン、コピー機を使った業務が出来ず大変不便な状況にございました。災害時の情報伝達手段の確保と同時に最低限必要な行政事務業務の継続性を確保する必要があると認識をいたしました。このため、既設の発電設備とは別に非常用発電設備を整備する経費を本年度予算に計上し、現在、

発注作業を進めているところでございます。

なお、災害発生時の具体的な対応内容などにつきましては、担当課長から説明をさせたいと思います。

次に２点目でございます。北海道内では、昭和３８年にヒグマ捕獲奨励事業が開始をされました。５５年まで捕獲を推進してきたところであります。また、昭和４１年度から平成元年度まで御指摘のとおり、春グマ駆除を推進し、生息数を減少させてきた経過にあります。しかしながら、昭和６３年度に北海道環境管理計画が策定され、野生生物との共存が基本となり、保護に重点を置いた施策が実施されました。このような状況もあり、人への警戒心が希薄で人を恐れないクマの出現が見られるようになったのではないかと、そのように考える説もあるようでございます。

最近、目撃でありますとか、被害の情報が報道される機会が多くなりました。さらに市街地へ出没し、家庭菜園を荒らしたり、家畜や飼犬が襲われるなどの被害も起きております。大空町も例外ではなく、出没や目撃情報が増えている状況にございます。出没状況の具体的な数字は、後ほど担当者から報告をさせたいと思います。

町へ、さまざまな通報があった場合の対応でございますが、一つは、猟友会事務局へ連絡し、現場の確認を致します。近くに住宅があった場合は、出没した旨の周知も行います。そして注意看板の設置をいたします。クマメールの配信を行い、さらに農協を通じて農業者へファクスの送信を行わせていただきます。教育委員会を通じ、学校等へ連絡をするでありますとか、状況に応じましては、警察への通報を行うとなっております。

駆除に関しましては、猟友会と連携をし、箱わなの設置やパトロールなどを行っているところでございます。箱わなにつきましては、今年度１基を購入いたしました。全部で９基となっております。現在６基を設置しているところでございます。

今後も関係の機関の方々、団体の皆さん方と連携をしながら、住民の安全対策というところに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上１回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 南部総務課長。

◇総務課長 私から災害発生時等の対応状況について、御報告させていただきます。災害発生後、大空町におきましては、メール配信サービスを住民向け１０回発信しております。内容としましては、停電、また水道の利用、学校の休業関係、またガソリンスタンドの開設状況について発信しております。

また、発電機の設置につきましては、水道施設、役場庁舎、避難所などに設置し、役場または総合支所庁舎におきましては、スマートフォンや携帯電話の充電対応も行ってきたところであります。

避難所の開設につきましては、旅行者の受け入れということで、空港閉鎖やホテル宿泊等の受け入れができないというような状況が分かりましたことから、そういう方々、道内１名、道外３６名、合計３７名の帰宅困難者受け入れ施設として避難所を開設したところであります。

また、生活状況の確認が必要な独居、高齢者世帯の方々につきましては、訪

問または電話により確認をとっているところであります。

停電によりまして給水ができない世帯もございました。合計 12 軒の方に給水をしているところであります。

また、教育関連につきましては、幼稚園、小中学校につきまして、午前もしくは 1 日休業というような取り扱いをしております。

また、各町内の被害状況の調査を行い、特に搾乳農家の被害状況についての把握も行ったところであります。

また、そのほかの行政事務の業務の中には、新たに非常用電源設備を設備するに当たりましては、災害対策業務はもとより、住民票発行、税務、医療保険、収納業務等の遂行ができるような体制をとりたいということから、パソコンやプリンター、ファクス、コピー機、テレビ受信設備への電源供給、通信経路等の確保を図るために、防災強化工事の一環として非常用発電機の購入と分電盤の切り換えや専用コンセントなどを設置する電源設備の切り替え工事を予定しているところでございます。

以上でございます。

◇議 長 藤田産業課長。

◇産業課長 ヒグマの出没状況につきまして、私からお答えさせていただきます。

足跡の発見や目撃などによる町への通報のあった件数ですが、平成 30 年度 58 件、29 年度 61 件、28 年度 41 件、27 年度 30 件で、そのうち駆除や現場確認に猟友会の方が出動した件数、人数は、30 年度 18 件で 65 人、29 年度 16 件で 29 人、28 年度 15 件で 34 人、27 年度 17 件で 54 人です。

また、ヒグマを駆除した頭数は 30 年度 4 件 4 頭、29 年度 8 頭、28 年度 6 頭、27 年度 0 頭となっております。本年度 8 月末までの状況につきましては、通報のあった件数が 32 件、出動 9 件で 25 人、駆除 4 頭であります。

また、大空町におけます市街地区へのヒグマの出没状況ですが、平成 30 年 8 月 21 日の早朝に女満別市街地に隣接します湖畔野営場や町道中央本郷 14 線で出没、目撃され、通勤通学の時間帯とも重なっていたことから、猟友会や警察、町の職員で付近を巡回し、また、周辺への注意喚起などを行いまして、町民の安全確保に努めたところでございます。さらに 27 年 10 月にも、女満別地区のめっちゃいるど館付近で出没、目撃され、安全対策を講じてきたところでございます。

以上でございます。

◇議 長 3 番、上地議員。

◇上地議員 はい、3 番。改めて再質問させていただきたいと思います。

当時の対応については、町長よりお聞かせをいただきました。そして、課長からも帰宅困難者ために避難所を設置したと。大変苦労もされたんだと。メール配信 10 件ということもお聞きをしましたし、関連としては、気になる水道とかそういうものに対しても、地域住民の方に情報提供をしていたと。高齢者の方にも訪問したりと、そのような対応もされて大変だったのではないかなと改めて聞かせていただいて、そのように感じました。

私自身も実際被災した 1 人として大変思ったことは、適切な情報がなかなか

伝わってなかったのではないかなと、町内に。やっぱりSNSやネット上では結構間違った情報があったりと、私自身はメール登録をしていたので、的確な情報、行政の対応などは確認はできていましたが、ですが同じ町内会に住むような近隣の住民の方も、私のところに来られて、すぐ水が止まるのではないかと、食糧もそんなに続かないと。そして、復旧もいつまでかかるか分からないと、そのように何人もの方と話すことができました。私自身そのように情報を受けていても、近い人に言われたら、いやこれはどうなのかなと大変不安に思ったことを思い出します。

実際、混乱としては、市内のスーパーとかでは食料、水を買って求めて何時間も並ぶ方もいましたし、ガソリンスタンドも並んでいて2,000円、電力でガソリンを引き上げるのでその関係もあって並んでいる方が多数いました。

私が思うのは、いかに情報を適切に伝えるかというのは、大切なことなんだと、そのように思いました。

このことから改めて、実際にそのように対応して災害時は難しいのは分かるのですが、その教訓として今後どのように考えていくべきなのかという課題もあると思います。改めてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 災害時において、いろんな情報がありますけれども、最近はスマートフォンでありますとか、携帯電話、これが著しく普及をしております。そういったところから、SNSなどを使って情報を入れるといいでしょうか、確認をする方も非常に多くなっていると思っております。ただ、昨年の状況を見ますと、ブラックアウトということで電力が無いということで、その充電を心配されるという方も沢山おられて、町では、その対応で充電を役場で行っておりますというようなことも配信させていただいたところでもあります。大変便利なものだと思いますけれども、一方でいろいろな錯綜した不確かな情報というものも流れているということも否めない事実だというふうに思っています。

こういったときに、混乱時にいかに正しい情報を入手をしていただくかということを、私ども常日ごろから、皆さん方にお知らせをしておかなければならない。正しい情報の選び方といいでしょうか、入手の仕方、そういったことにつけるのではないかなと思ってございます。

9月1日は防災の日ということでございました。今月の広報には、災害時における情報の入手方法、そして日ごろ準備しておく良い防災グッズと題しまして、インターネットや携帯電話を使って気象情報を得るでありますとか、避難行動に必要な情報などを得る方法、また、準備すべき防災グッズの例などを掲載したところでございます。正しい情報を早く入手すること、これが命を守ることにつながるかなと思ってございます。町のホームページなどでは、正しい情報をきちんと載せておりますので、そういったものを、ブックマークというのでしょうか、登録をして直ちにスマートフォンなどで見られるようにしていただいております。最近では災害用の伝言ダイヤルというものもございます。私自身も正直言ってどこにかければいいのかというのは今すぐ言えというとなかなか言えません。そんなことを考えますと、今ですと、

携帯電話やスマートフォンに、そういったものも事前に登録をしておくということも大切ではないかなと思ってございます。

そういう正しい情報を迅速に入手できる、そういう仕組みを機会あるごとに町民の皆さんにお知らせをして準備をしていただくということに努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 町長より、当時の教訓を生かして、今後そのように的確な適切な情報を伝えるよう検討していきたいということもお聞かせいただきました。確かに町長が言われるように僕も急に災害が起きた場合、どこに情報を確認したらいいかと、多少混乱するのだろうと、今すぐどこだって言えば言えない状態だと思います。

その中で、改めて思ったのですが、最近の記事で網走市の例があります。

網走市は緊急告知ラジオ約7,000台を75歳以上の高齢者の世帯を対象にではございますが、予算としては7,400万円程度だったと思いますが、無料配布、貸与するという記事が出ておりました。予算としてはすごい莫大な予算だなと。そしてまたそれに関連して、今年2月に開設されましたFM網走ネットワーク、町長ももちろんご存知なものだと思いますが、それらと連携してJアラート多重化整備事業というものがありまして、記事で確認すると予算としては919万円程度だったと思います。それに絡めて整備をすることによって、確かに金額も大きいのですが、国、道などの助成等も受けられるということでも思った程の金額は掛らないのかなと。先ほど言ったように、私たちの町でも周波が合わなくて、なかなか聞き取れないところもあるということもお聞きしていました。だからと言って全部に配布しれというわけではないですけど、自動的に緊急時に入るというシステムは、確かに1台にしたら、1万円以上と高価な物なのだなと。全世帯まではいきませんが、そういう情報を伝える期待のツールということも大切なのかなと私自身はそうのように考えましたが、防災グッズの中の説明でもあったように、最近は安く、手動で充電が出きたり、または携帯の充電ライト、ラジオの聞けるものもあります。今後地域住民の方に、そういう防災グッズの周知、購入などもお願いすると。そのほかにも高齢者の方または低所得の方もいると思います。そういう方に助成をして防災グッズを揃えるということも金額としてはすごく大きな金額にはならないと思うので、検討する必要があるのではないかと思います。そのことについてどうお考えでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 網走市におきまして、防災ラジオを整備したということについて報道で承知してございます。担当が内容などについて、確認をさせていただきました。

75歳以上の高齢世帯を中心に無料で貸与すると、そのラジオにつきましては緊急時、強制的に起動され、地域のFM放送から情報が伝達されるという内容のものであります。

本年2月にFM網走が開局をしてございます。そんな中で、当初は網走市そして大空町の一部と言われておりました。ただ、場所によっては大空町全域で

ある程度聴くことができるのではないかとということで、うちの職員にもいろいろ試させました。確かに、道路などを走っていて車のラジオで聞いている部分については、多少聞き取りづらいというところもありましたけれども、移動しているうちにまたラジオが入るといような状況もありました。ただ、住宅の中では、最近気密性の高い住宅もありまして、住宅のいろんな場所で聴けるとい状況にはなっていないようであります。例えばその網走側の北側の窓辺にラジオを置けば何とか入るけれども、反対側ではなかなか入りづらい。役場庁舎の私の部屋の窓のところでは聴くことは出来ますが、総務課長側の南側のところではほとんど入らないといような状況もございます。

そういった中で、各家庭にある程度区切ったとして今時点で全てそういったところでラジオを配布するという考え方までには至ってはおりませんけれども、まずは、そういう手段もあるということで、町民の皆さん方には是非ラジオのご購入ということをも、行っていただきながらそういった対応もお願いをしてみたいものだと思っております。

あわせて、今FM網走さんとは今年の7月に契約をいたしまして、今は行政情報を地域FMとして流してほしいということで契約をして週1回の発信をさせていただいております。あわせて、そのことを一つのステップといたしまして、災害時の情報提供でありますとか、発信これらの取り扱い、協議を進めているところでございます。ただ、FM網走さんの方も準備万端間違いなくといところまでまだ至っていないということもあって、協定を締結するといところまでには至っておりませんけれども、今後、そういうものについても、網走市内だけではなくて、大空町、また、周辺電波の届くところなどと検討してみたいというお話をいただいておりますので、そのことについて改めて協議を進めてまいりたいと思っております。

そんな中で先ほどと同じように、いろいろなグッズがございます。その中で、ラジオからの情報、公的放送としての放送というものは、災害時大変重要なものであると考えてございます。そのことについてまずはPRをさせていただきながら、さらにその上でどういった御家庭に、例えば町として支援をすればいいのかということについて、検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

今後のその状況によって、そういった内容について検討させていただきたいと思っておりますので、しばらくお時間をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

◇議長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。情報の伝達についてはこれで質問を終わりたいと思います。町長からFM網走、ほかの機関などを通じて地域限定の情報とかも今後整備を進めていくことも検討してまいりたいと。また時間もかかることだと思いますので、ぜひ盤石な情報体制をできるような、体制をつくっていただきたいなと思います。

続いて、当時の教訓を生かして非常用電源設備等を計画的に、予算としても今年度予算に計上しているということもお聞かせをいただきました。その中で改めて質疑をしたいと思っております。国のほうのホームページとかを見させていた

だいたいのですが、国は災害対策基本法に基づく防災計画の中で、防災中枢機能を果たす拠点病院、あとは行政庁舎、そして指定避難場所などについて、災害時の対応について、代替エネルギーシステムの活用及び自家発電等の設備の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるよう準備を各自治体に呼びかけたと出ておりました。

この十分な期間の発電についてであります、内閣府の自治体の業務継続の手引きというものに二つのものが出てまして、時間というのは、まず一つ目ですけど、一つは、外部からの供給無しで非常用電源を稼働させる時間として、人命救助の観点が必要な72時間というものが出ておりました。

もう一つは十分な災害対応ができるように、停電の長期化に備え、1週間程度というものが期間として出ておりました。

そして改めて質問をさせていただきたいのは、人命救助の壁で生死を分ける3日間72時間です。非常用電源の設備がどれぐらいの能力があるのか、また、備蓄などについても、そのような時間対応できるだけあるのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 現在のところ、通信でありますとか消防設備稼働のための非常用電源設備、これを役場庁舎側はですね、72時間という対応の状況になっておりません。9月4日の新聞報道の中で、大空町は7時間以内の稼働と、なっておりますけれども、これは予備タンクなどもございますので、それを順次補給しながらいきますと、実際には24時間は可能ということになっております。しかし、目標とする72時間には全然届いていないということでございます。そんなことで、その給油タンクをまずしっかりと設置をするということをして、その時間を延ばすということが必要だと思ってございまして、役場庁舎側は、給油タンクを2基設置するということで、今月中に発注ができると考えてございます。その中で、通信、消防設備稼働のための72時間をまずしっかりと確保したいと思ってございます。

総合支所につきましては、平成29度に防災機能強化工事というものを行っておりましたので、今現在でも36時間については、通信、消防設備稼働が可能ということになっておりますけれども、これも72時間まで至っておりませんので、こちらもあわせて給油タンクを今月中に発注をいたしまして、72時間が対応できるようなものにしてまいりたいと、それをに考えてございます。

しかしこれは給油タンクの増設をすれば、全部が解決するということではなくて、先ほど言った通信と消防設備の稼働しか賄えない状況にございます。先ほども答弁の中で少し申し上げましたけれども、最低限の行政事務を確保するためには、別途工事が必要でありまして、これについては、今予定では来月ぐらいになろうかと思っておりますけれども、発注の準備を進めているところであります。タンクの増設とあわせて、そういった設備工事を行った中で、72時間、必要最小限度ではありますけれども、行政事務を含めた対応ができる機能というものを確保してまいりたいと考えているところでございます。

現在、大空町には、先ほど答弁の中でも対応の中で申しましたように避難所におけるその発電設備だとか、燃料の構築というのは行っていないと。災害が

あったときに避難所に発電機を持っていくということにしておりますし、燃料については、それにあわせて配置をするということでもありますけれども、石油販売店から優先的に補給を現在お願いしてございます。それはそれとして機能をしていただいておりますし、しっかりと石油販売協同組合の皆さん方で対応いただいておりますけれども、きちんとした確実性があるかどうかということになると、きっちりとした約束事にはなっていない状況にございます。お願いをしているというだけでございますので、今後は、そういったところとの協定をしっかりと結びまして、しっかりと災害時の避難所など、もしくは役場なども含めて燃料供給も頂けるというところを、確実性のあるものにしていきたいと、そのように考えているところでございます。

そういった中で、町民の皆さん方の安全に過ごしていただきたい時間というものの拡大を図ってまいりたいと、考えているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員

◇上地議員 町長より72時間は現在難しいと。だけど、今後タンクの発注または石油燃料系のお願いをしてる段階から確実性が上がるように協定とかも見直していきたいと、そのようにお聞かせをいただきました。是非これについては進めていただきたいと思います。

その中で、改めて最近の記事で見たことでありますので、お聞かせをいただきたいと思うのは、先ほど8月20日の行政報告の中で出てましたけど、網走信用金庫との包括連携協定の中で、地域防災力の向上というのが連携の事項の中であります。実際に電力の供給停止でインフラ等が使えなくなった場合、一時避難所として利用させていただくということでありましたが、このことについてどのようなものなのかなと。改めて、この機会にお聞かせいただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 網走信用金庫様が今現在女満別支店の新築を行っております。その中で電力供給については、非常用電源についてもかなりしっかりとしたものを設置するというところでございまして、災害時には、そういったものを自分の企業といいましょうか、その組織だけで使うのではなくて、広く町民の皆さんにも活用いただけることにしたいというお話がございました。

具体的には災害時、網走信用金庫女満別支店につきましては、一時避難所としての指定をさせていただきながら、そこで、先ほど言いました携帯電話ですとかスマートフォンそういったものの充電を町民向けに開放するというようなことをお願いをしていくということにしております。そういった内容をもとに、8月20日に協定をさせていただいたところでございます。

ただまだこれからということもあります。それ以外のことについても、何かできることはないか、また場所的に言っても役場、さらには文化会館、その隣接地ということであって、災害対策本部が置かれる役場から非常に近距離にあるということもありまして、連絡等もいろいろと密にすることが出来るのではないかと。今考えているところは、先ほど申し上げたとおりでございますが、さらに次の段階でどういったことができるかということは、今後協議の中で確認をして進めてまいりたいと思っているところでございます。

◇議 長 3 番、上地議員。

◇上地議員 信用金庫の件、たまたま記事に載ったのと、行政報告の中で20日の件もあったので、そのことから、改めて電力に関わることなので、お聞かせいただきました。これから協議もさらに進めていくということなので、地域住民の方が困らないよう適切に進めていただきたいと思います。これで1番目の大規模停電時の対策については終了をしたいと思います。

続いて、2問目のヒグマのことについて改めて質疑をしたいと思います。

大空町の第3次鳥獣被害防止計画、平成28年策定のものですが、その中で、農作物の被害、人身被害などについても出ております。ヒグマに関しては、確かに確実なものがないので記載はありませんでしたが、人身被害等は間違いなく起きてないだろうと、そのように思っております。

ですけど北海道単位にすると、今回質問の参考資料にさせていただいたので、北海道ヒグマ管理計画というものがあって、5カ年で令和4年までだったと思うのですが、その中で、被害額が算定されていまして、農業被害額としては、平成26年度のもんですけど、約1億2,800万円だそうです。内訳としては1番多いのはデントコーンが60%、そしてスイートコーンが6%とコーン類で約3分の2を占めるそうです。第2は何かと言いますと、ビート類で17%だそうです。4位は小麦で4%とありました。その他人身被害については明確なデータがある昭和37年から平成28年3月末までのものだと思いますが、人身被害は136名の方、その内亡くなった方が51名だそうです。内訳としては1番多かったのが捕獲に当たった狩猟者が41%だそうです。そして次に多いのは一般人の方が、まさにこれからの季節であります、山菜採り、またはキノコ採りだとか24%だそうです。

だからと言ってクマ全般が悪いというわけではありません。この中で1番対応しなければいけないのは問題個体というものであります。先ほど駆除した件数などもお聞かせをいただきましたが、実際箱わなに入ったらクマを駆除したものだろうと。他の市町村でも問題になっているのは、なかなかヒグマを討った、先ほど言ったようにクマの駆除というのは、一時行っていたものが期間があいていますので、なかなか駆除を討てる方がいなくなっています。実際に問題行動を起こすようなクマが出た場合、クマというのは、町長が当然御存知のように、学習をすると、餌、特にごみとか農作物に対してすごい執着心を示す動物だと言われております。レベルとしても、ゼロから3まであって、ゼロというのは人を見たらすぐ恐れて逃げる個体です。これは良いのですけど、実際に1となると、民家の周辺、また、農地の周辺に出るようになります。2のレベルになると、これがちょっとたちの悪い問題個体と言ってもいいのかなと、農作業の活動に支障を来す、また人間活動に支障を来すと。最悪のレベル3については、1番たちが悪くて、人を見たら襲ってしまう。そして、しつこく付きまとうというクマだそうです。

ですが、先ほど言ったようになかなか討てるような技能を有する人が最近では減ってきていると。実際にそういう例が出た場合、対応できる能力を有しているのか、または先ほどハンターの方とパトロールしていることも聞きましたが、実際他の町でも猟友会の会員の方の高齢化など、若い人に助成はしているが、

なかなか担い手を確保できないという現状も聞いております。その中で、町の現状はどうなっているのか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほどの１点目の防災の関係、私から最後に申し上げたいと思ってございます。私どもの町はどちらかというと、災害そのものは少ないということで、町民の方の意識が高いほうと言われるとそうではないのではないかと考えております。だからこそ、普段から、その災害を意識していただくための啓発活動というものは行政として真摯に取り組んで行かなければならないものと考えております。

そんな中で昨年３月に防災マップというものを配付させていただきました。その中で情報提供したり、また風水害や地震、防風雪災害の時の対応の仕方、そして、それぞれのお家での防災対策、どんなものが考えられるか、そして避難に関するときの心得でありますとか、非常持ち出しの用品の準備、こういったものが必要だというものを書かせていただいておりますし、毎年配布しております生活あんしんガイドブックでもいろいろな情報を書かせていただいております。さらにいろんな機会を通じて、町民の皆さん方に意識を高めていただく工夫を行ってまいりたいと考えております。

防災計画もございますけども一方では、国からはですね国土強靱化計画、こういったものをその防災の意識を持った中で取り組まなければならない。本町はまだこの国土強靱化計画を策定しておりませんが、担当には今年度中に策定ができるように準備を進めていくべきだというような指示も出しております。そういったところからもこの防災の対策意識というものも高めてまいりたいと考えてございます。

次にクマの関係でございます。先ほどのハンターの方々についての言及がございました。高齢化しているということは、全国的な課題中でよく取り上げられていることでございます。大空町には東藻琴、女満別それぞれで猟友会支部というものがございまして、平均年齢を見てみますと、東藻琴地区が５２．５歳、女満別地区は５７．８歳ということでございます。

そういった中で北海道全体を見ると最近若い方が増えてきているという状況があるようでございます。北海道内のハンターの方の数というものは、平成１８年度８，５００人の１番の下がった時期でございます。しかしこれではいけないということでいろんな奨励事業も行うということで、平成２８年度、１０年間の間に１万１，３００人に増加してございます。特に２０代から３０代の方の若手ハンター言われている方々２，５８５人ということで、１０年間で３倍に増加しているという状況がございまして、平均年齢の比較というのはちょっとわからなかったんですけども、６０歳以上の方々のハンターの占める割合というものが出ておりました。それでちょっと比較をしてみたいと思います。全国では６０歳以上の方の割合が６２．７％、北海道は先ほど言った状況もあって、４３．０％でございました。町内はどうかといいますと、東藻琴では３５％、女満別では５９％という状況で、全国から見ると６０歳以上の方の割合というのは低いですが、北海道全体的から見れば私どものところもやはり高齢化の傾向というものはあるように感じております。

そういったことは、早くから言われておりましたので、町では狩猟免許の取得でありますとか鉄砲所持の許可に至る費用、これも結構な負担になるということで、上限5万円と設定いたしまして、その2分の1を助成する制度を設けてございます。平成27年度から30年度までは毎年20代の方がお1人ずつこの補助を受けてハンターの仲間入りをされてきているというふうに感じております。こういったこともハンターを確保する一助になればと思って取り組んでいるところであります。

さらにハンターになった皆さん方であってもですね、なかなかそう駆除をしたことの経験というものは無いと言われております。保護の時代になってまいりまして、実際には、その駆除の対応したことがないという状況かと思えます。そんなことから猟友会では、毎年、射撃の講習会というものを実施をして会員の技能向上に努められているようでございます。今後もそういった講習会を通じて技能の継承、そして向上に努めていただきたい。

あわせて先ほど言ったように、外にいるといいましょか、状態のクマを討つことはなかなか難しいことと思いますので、先ほど言いましたクマの箱わなをここ数年来順次順次増やして現在9基ということになっております。そういったものも活用しながら猟友会の皆さん方の技能向上とあわせて、駆除に当たってまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 是非、地元の猟友会の方、実際に駆除にあたる方ですので、そこと連携して、今後も進めていただきたいなと思います。

改めて、ヒグマのことについて再質問しますが、出没状況なども聞いた中で確かに件数が増えてきているんだと、そのように印象を受けました。実際に多い年では6頭とか、そういうふうに仕留めていることもお聞かせをいただきました。その中で近隣の網走市ですが、市内において出没件数は平成26年、15件程度だったものが、平成29年には35件と約3倍まで増加しているということが出ておりました。

そういうような状況鑑み、これも記事で出ていたものですけど、知床財団に委託をしてクマの実態生息頭数調査をするということが出ておりました。関連予算としては60万円程度計上するということでありましたが、どのようなものかとかといいますと、DNA分析によって、ヒグマの個体の特定、また、小型カメラ等を市内近くとかの出没場所に設置をし、出没ルートの解明などを図るのが目的だそうです。それだけではなく、今後、猟友会など、また、地域住民を対象にした講習会なども企画をしていると、そのように記事で掲載しておりました。大空町も網走市と山林が隣接していますので、先ほど言った野営場の方にクマの出没とかもありましたけれども、すぐ網走市と隣接している部分もありますし、より正確なデータとかルートとかを解明することによって地域住民への危険の周知はもとより、先ほど言った箱わなも現在6カ所設置していると。それを有効に設置をするためにもルートが解明した方が、捕獲技能の向上にもなるのではないかなと私自身は思っております。

それに、知床財団で実際に問題個体を駆除した経験もここらでは多いですし、実績もあります。そして、町内の子どもたちの教育をしたり、地域住民を対象

にした講習会なども行っています。そのような観点から、僕は実際、私たちの町も連携して取り組む要素はあるのではないかなと、そのように感じております。このことについて、町長はどのようにお考えでしょうか。ぜひ町のために私自身は、予算も60万以上になるかもしれませんが、私としては有意義に使えるものかなと思っております。そのことについて改めてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 網走市内で出没する熊のDNA調査を知床財団さんをお願いをして分析をしたということですが、その結果、東藻琴地区に生息しているものと同じであると判明したというふうに聞いてございます。そのために今年は、そのクマの移動ルートを、確認をするということのために、カメラの設置、それからクマの糞などの提供ということについて、財団さん、網走市を通じて、協力依頼がありまして、大空町としても、それに協力をさせていただいているところでございます。

議員がおっしゃるように、網走市内では単にそのことだけではなくて、小学生や市民を対象にして、そのクマの生態をしっかりと分かってもらおうと、そういう講座なども開いているところも含めて、先ほど言った委託業務として財団などをお願いをしていると、そのように聞いているところでございます。

生息調査につきましては、先ほど言った糞ばかりではなくて駆除したクマの肉片だとか、そういったものなども含めて、DNA分析による遺伝子情報を収集していく、それを蓄積していくことに、さらにカメラの情報などもあわせてクマの生態行動範囲、そういったものを、しっかりと把握していく、そのことは、設置する箱わなの場所を単に見かけたところばかりではなくて、しっかりと根拠に基づいた設置ということにも繋がっていき、結果的には捕獲率の向上というところにもつながるのではないかなと思ってございます。クマは行政エリアで動いているわけではございませんので、沢伝いにとか、山に連結した中で動くということがございますので、広域で取り組む必要性というのは十分に感じております。またこういったことが効果を生むという認識もございますので、ぜひ、広域での取り組みについて、今後協議を進めてまいりたいと思ってございます。現在は協力をするということだけですけれども、もっと範囲を広範囲にしながら、調査をしていくということに向けて、網走市また現在委託を受けていらっしゃる財団のとも協議を進めてまいりたいと、そのように考えております。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。

是非、知床財団または近隣市町村と今後も進めていただきたいなど。最初はなかなか難しいものかもしれませんが、ですがそういうルートが解明することによっていろいろほかのことに生かすこともできるのではないかなと思いますので、是非これからも進めていただくようお願いしたいなど。

私自身は、クマに対してであります、町史の中でも、クマの話というところが出て810ページからなんですけど、クマは本当に開拓の歴史、戦後70年ぐらいのクマの話でありますけど、ヒグマのことに対して、東藻琴地区で7

件の騒動がでておりました。まさに開拓の歴史の一部なんだなと。そして、この前アイヌの方の本とかも見ていたら、キムンカムイと言って山の神としてすごい威厳をもって崇められている存在なんだなと。私自身全てのクマが悪いというわけではありませんので、是非どのように共生をしていくのか、また、そのように悪い個体が出てきたときに、どのように対応していただくのか。今後も地域住民のためにも積極的に対策を進めていただきたいなと、そのようお願い申し上げ一般質問を終わりたいと思います。

以上で終わります。

◇議長 山下町長

◇町長 私、毎月1回広報に思ったことを少し書かせていただいておりますけども、平成26年の8月号にクマという題で書かせていただいております。当時も目撃情報やそういった糞だとか食害の情報などが多くて、随分とクマが身近に感じられると言ったらちょっと表現は違うのかもしれませんが、そういう時代になったなと。絵本の中ではですね、こくまちゃんとしろくまちゃんとかですね、ディズニーのプーさんとかテディベアだとか、どちらかというとその愛らしいクマというのが、子ども達には人気なんでしょうけれども、事その野生のクマという話になると話が少し変わってくると思っております。

私の家も山中にありますので、町長クマ見たことあるのでしょうって言われることもあるんですけど、私はもちろん、昭和27年にあそこに分家して入った私の父親、母親、もう60数年住んでおりますけども、亡くなった父親も母親も野生のクマは一度も見たことはないと言っておりました。ただ、開拓からずっときた中でちゃんと人の住む場所とクマの住む場所っていうのが、あるどこかのラインで分かれていてなかなか接点というものが無かったのではないかな。ましてや、あったとしてもその足跡を見かける、クマはなかなか人間に姿を見せ無いものだというのがあった中で、最近傾向が少し変わってきて、その接点がお互いに行き来するような形になってしまっていると。そこをどうやって新しいラインを引いていくかということが、今求められている課題ではないかなと思っております。

私もただ単にどんどんと駆除すれば良いということではないとは思いますが、やはりそのラインを明確にするためには駆除という手段も一方では必要になってくると思っておりますので、それが的確にできるようなことにするためには、先ほど議員からもアドバイスがありました分析をきちりに行った中で対応していくことというのが大切になろうと思っております。是非、そういうことに取り組みながらお互いが共生できる、そして町民の方々の安全にもつながる取り組みにこれからも努めてまいりたいと思っております。是非、これからも、アドバイスいただきますようお願いを申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

◇上地議員 質問終わります。

◇議長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。ここで10分間休憩します。

(休憩 午前 1 1 時 1 1 分)

(再開 午前 1 1 時 2 1 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第 5、一般質問を続けます。
次に 2 番、三條幸夫議員の一般質問を許します。

◇三條議員 はい、2 番。令和元年度第 3 回定例会において、通告書により一般質問をさせていただきます。

最初に家庭問題相談窓口の設置についての 1 点目、子どもから高齢者までのひきこもりの実態についてお尋ねします。ひきこもりの子が 5 0 代、親が 8 0 代で困窮する 8 0 5 0 問題で社会参加や生活困窮者など、家庭内で複数の問題を抱えるケースが多いと新聞等で報道されておりましたが、大空町内において、子のひきこもり等の実態をどの程度掌握、把握されているのかこの点について説明をいただきたいと思います。

2 点目。ひきこもりや貧困、介護等の家庭の問題について、一括して相談に応じる体制についてお考えがあるかどうか。既に国は、家庭問題相談窓口の一元化に向けて法整備を進めているところでございます。大空町においても、できるだけ早期に対策を講じることが必要と考えますが、町長はこの方法をどのようにお考えになり、取り入れる意思があるかどうかお尋ねします。

2 項目目。職員の健康管理について。1 点目。職員の職場環境と健康管理はどうなっているのかをお尋ねします。ここ数年、職員の退職に伴い、新たな採用者も増え、新人職員が一生懸命努力されている姿を目にすることが多くなってきました。一方で、長年勤務されてきたベテラン職員の中に、元気がないと思われる場面も目にすることが増えてきました。町として、日ごろの職員の職場環境、健康管理について、どのように対応されているのかお聞かせてください。

2 点目。健康を確保するために、ここ数年どのような取り組みをされているのか。特にストレスチェック等をされ、結果を踏まえた対策を行っていると思いますが、近年、精神的に病んで体調を崩したり、退職に繋がったりするという市町村職員が増えていると言われていています。これは、行政職員に限ったことだけではありませんけれども、ストレスチェック等の結果を踏まえた対策は非常に大切だと思いますが、大空町として、どのような対策を講じられておられるのかお尋ねします。

3 点目。職員に健康で安心して働いてもらうための今後の取り組みとして、職員に仕事に生きがいを感じながら大空町のまちづくりに積極的にかかわってもらうためには、心身とも健康でなければなりません。大空町としての考え方をお尋ねします。以上、2 項目について、町長の答弁を求めます。

3 項目目。大空町文化財の保護についての 1 点目。文化財保護の現況についてどう指定し、保護されているのかお尋ねします。

2 点目。大空町文化財保護条例に基づき、文化財保護審議会が開催されていると思います。近年の取り組み状況等についてお聞かせをいただきたいと思います。

ここで質問の流れの関係から、最初に小項目 4 点目、続いて 3 点目の順番を

変えて質問させていただきたいと思います。

4点目の基準を設け、指定、保存をすべきものが存在すると思いますが、教育委員会として把握されているのであればお知らせをいただきたいと思います。また、文化財に該当するものはないか調査を行っているのか。行っているのであれば、どういう方法で実施し、どう評価をしておられるのかもお聞かせいただきたいと思います。

3点目の建造物の保護に向けて、指定等の基準が必要と思いますが、考え方をお聞かせください。大空町文化財保護条例には規則、要綱等がありません。規則もしくは要綱等を整理し、職員もしくは町民の皆さんにも基準を知っていただき、協力をお願いすることも必要だと思います。教育長はどのようにお考えになり取り入れる意思があるかどうかをお尋ねします。

以上、文化財の保護について教育長答弁を求めて1回目の質問とさせていただきます。

◇議長 山下町長。

◇町長 三條議員からの一般質問に御答弁を申し上げたいと存じます。

1点目でございます。ひきこもりでございますが、これは本人や家族だけで抱えてしまうなど顕在化しにくくて、状況把握が難しいものでございます。相談がないような場合、状態を把握する手段としては、民生委員さんや地域の方々などからの情報ということになりますけれども、これも限りがあるものかと思っております。高齢者の方であれば、見守りネット事業がありますけれども、一時訪問で全てを把握することはできません。ちなみに今年度対象の1, 219人いらっしゃいますけれども、ひきこもり状態にあるという報告は、その中からは受けておりません。ただ、町として全く状況把握ができていないかということではなく、現在、ひきこもり状態、類似する状態にある方と言われております情報を、3件ほどは把握しているところでございます。

昨年の12月内閣府が、40歳から64歳までの方々を対象としたひきこもりに関する実態調査を行いました。結果が公表されまして、全国で61万3,000人というものでございました。過去に15歳から39歳までの若者を含めたひきこもりの数も調査しておりますので、その方々と合わせると100万人を超えとも言われております。そういった結果から単純推計をいたしますと、本町にも50人程度、そういった方々が存在するという見方もできる訳でございます。ただ、いろいろ申し上げましたけれども、全ての事例をつかめていないというのが正直なところでございます。

町に対して相談が寄せられている場合については、事案によりますけれども、課の中のグループ、さらに課のグループの垣根を越えて課全体で、さらにはいろんな関係機関もございますので、そういった方々とその都度体制を構築いたしまして、支援制度などの紹介を行っているところでございます。国のほうは窓口の一元化ということを目指しているようでありますけれども、課題といたしまして、いろいろなその国の組織というものが大きくなり過ぎて横の連携がなかなかとれないということの判断から、一元化すべきではないか、そういう議論が進んでいるのではないかと思っております。

大空町の場合は、福祉課をこの一時的な窓口として定めておりますけれども、

例えば子どもさんに関わるようなところになりますと、教育委員会の部署にも参画をしてもらわなければなりませんし、場合によって、町営住宅に住まわれているような方の場合でありますと、住民課も一緒に対応するという事になるかと思えます。さらに障害でありますとか介護の状態にあるということであれば、さらに医療機関や介護施設などとの連携も必要になってまいりますし、全般的に社会福祉協議会などにも相談に乗っていただくことにもなります。そういったその連携をしていくこと、それが大切ではないかなと考えているところでもあります。どこかに相談があった時に、これは私どもではなくてあちらのほうがいいと思いますというようなことで言葉は悪いですけど、たらい回し状態にするのではなくて、断ることではなくて、いろんな所と繋ぐ役割というものを町として持っていかなければならない。職員の資質にもつながることになるかと思えますけれども、そういったことが大切ではないかと思っております。

今の状態でどこかに窓口指定して、看板を掛けさせるということだけでは解決に至りませんし、1カ所だけで、先ほど言ったようなさまざまな内容については解決できるというような体制ですとか、職員配置というものもなかなか難しいかなと考えているところでもあります。制度のすき間とか狭間そういったものがいろいろ介在する事例もありますし、問題がいろいろところに複合的に渡っているということもございます。また背景が十分ではないというようなこともありますので、本人、そして御家族の方に寄り添って対応する、そういうことが今、市町村に求められているのではないかと思っております。そういったところをまずしっかりと取り組んでいくということにしたいと思っております。

現在、相談の窓口としては、北海道ひきこもり成年相談センターでありますとか、精神保健福祉センターなどがございます。また社会福祉協議会においても心配ごと相談や暮らしの何でも相談というものを実施していただいております。近隣の市町村でいいますと、北見市に困り事をサポートするNPO法人などもございまして、いろいろなところに情報が伝わったときに、窓口が複数ありながらもですね、それをつないでいって、よりよい解決方策へ導くことというのが、まずは大切ではないかと。今時点では町として、そういったところに力を注いでまいりたいと思っております。

しかしながら、そういった行動を起こしてくださる、情報を発信してくださる方であれば、まだ良い訳でありますけれども、なかなか声を出せないですとか、どこに相談していいのかわからないと、また、家族で自分自身で何とかするしかないなということに陥ってしまっている方の方が、さらに問題は複雑になってこようと思っております。相談体制の構築というところもありますけれども、いかにそういった方々を拾い出して、その社会とのつながりを持っていただくようにアドバイスしていくか、また、そういった状況を表に出して、皆で解決に導くようにしていくか、その顕在化させるかというところにまずは努力してまいりたいと考えているところでもあります。いろんな面談ですとか情報を拾い集めながら、そういったことの解決に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に職員の事についても、御質問をいただきました。職員の健康管理、大切なことでありまして、この健康を担っていくために、基本健康診断でありますとか、総合健康診断、人間ドックのことでもありますけれども、それは当然のことながら、近年はストレスチェックというものも実施をしております。診断の結果において、心身の異常が認められる場合、また、その疑いがある場合などについては、個別に通知されるとともに、職場にも、そういった情報が共有されることとなっております。健康状態でありましたら、医療機関受診を促しております。2次検診を受診している率というものは97%でございますので、ほぼ大方の方が2次検診、何か異常、疑いがあったような場合については、健診を受けているという状況でございます。ただ、症状によりまして、入院でありますとか通院、自宅療養ということが必要となっている職員もいるところでございます。病気休暇でありますとかその休職の人数等々の状況については、後ほど担当の職員から報告をさせたいと思います。

ストレスチェックの関係でございますけれども、27年からストレスチェックというものが義務づけられたわけでございます。鬱などのメンタルヘルスの不調、これを未然に防止するために実施するものでございまして、大空町といたしましては、27年度試行という形で取り組ませていただき、28年度から正式に実施をしております。

本年についても6月に実施をいたしました。結果といたしまして、高ストレスと判断された職員は24人、17.5%でございました。ストレス状況や問題点が示されるとともに、仕事に対する自分のコントロールできる度合でありますとかストレスの要因、心身への影響等が内容として示されてまいります。医師の面接が必要か否かというコメントもございまして、各個人にその結果を通知しているところでございます。医師の面接が必要とのコメントがあった場合においてですが、最終的には個人の判断といたしましうか希望によるところになります。医師の面接を希望する場合には、病院に町から依頼をし、指導を受けます。その結果により、医師の判断、意見なども聞き、必要な場合は、労働時間の短縮でありますとか、できる対応を行っていくことになります。

しかしながら、現在まで、このことによって、専門医師の面接を受けた職員がいない状況になっております。早期発見、早期対応につなげるためにもこのストレスチェックの実施というものは効果があると私自身も認識しておりますので、こういったものを有効に活用できるように努めてまいりたいと思っております。

その他ストレスの関係につきましては、職場内研修も行っている状況でございます。今年も実施をいたしました。本年度の研修における受講者のアンケートでありますとか、講師からのアドバイスをいただいております。その具体のところについても後ほど担当職員から報告をさせたいと思います。

このほかにメンタルヘルス不調による病気休暇、長期休職中の職員について、定期的に所属課による面談の他に総務課としても面談をさせていただいている実態がでございます。復帰をする場合ですけれども、職員みずからが、もう私大丈夫だという判断ももちろん大切ではありますけれども、それだけではなくて、やはり一度医師にかかっておりますので、医師の判断も仰いで、そして短時間

勤務をある一定程度を行って、そしてフルタイム、正式な復帰が可能かどうかということを確認させていただいております。その後、最終的に医師の判断をいただいた中で、正式に復帰するというような手順も行いながら、復帰に向けたアプローチを行っているところでございます。

個々の状況、職員が陥りやすい状況というのは異なっていて、どのような対応すればこういったものが縮減していくか、なくなっていくかというなかなか明快な答えというものが見えないものだなと、担当職員などともよく話をしております。ストレスというものは職場の中にもありますし、またの場合によっては家庭の中などにもある場合もございます。さまざまな要因によって起こる訳でございますが、まずは私どもは職場において、1人の職員に仕事、事務が集中して負担にならないように、どんな方法で平準化を図るか、工夫をするようにと、指示をしておりますけれども、個々の職員の性格でありますとか抱えている課題の種類などによっては簡単に払拭できるものではないと、そのように感じております。

ただ、議員が言われますよう、健康でなければ、しっかりとした仕事はできないということも事実でございますので、このことを、第一義的に考えながら、これからも試行錯誤を繰り返しながらであろうかと思いますが、取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

私からの御答弁は1回目、以上とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 三條議員からの一般質問の内、3番目の質問事項であります文化財の保護について、御答弁を申し上げます。

最初に文化財の指定の現状また保護の状況についてお答えを申し上げます。まず、国及び北海道によって指定のあった文化財についてですが、2件ございまして、1件目は女満別石刃鏃遺跡出土の遺物が有形文化財として、北海道から昭和43年に指定されております。石刃鏃の種別ごとに整理をいたしまして、現在、研修会館2階において展示管理を行っております。2件目は女満別湿生植物群落が天然記念物として国から昭和47年に指定を受けております。これまで、北海道大学などに現況調査をお願いするなど現況の把握に努めるとともに、近年は、保全対策につなげるための水位調査にも取り組んでいるところでございます。

国または北海道が指定する文化財以外のものについては、町にとって重要と認めるものにつきまして、大空町文化財保護条例に基づき、文化財保護審議会への諮問、答申を経て文化財としての指定を行ってきてございます。

大空町単独で指定しているものについても2件でございまして、1件目は名木、古木でございます。平成25年に大空町名木・古木指定要綱を制定いたしまして、これまで指定をしてきており、現在町内全体で11本の古木の指定をさせていただいております。各古木所有者の御協力を得ながら、現在保全に取り組んでおります。また、2件目として、平成27年に女満別中央地区に所在する掩体壕を有形文化財として指定しております。掩体壕につきましても、所有者の方の御協力を得まして、保全維持に努めているところでございます。

次に文化財保護審議会についてでございますが、審議会は、大空町文化財保

護条例に基づき設置された教育委員会の諮問機関でありまして、現在、学識経験者である10名の皆さんに委嘱をさせていただいております。主に文化財の保存及び活用などについて御審議をいただいております。審議会は年1回ないし2回、必要に応じて開催しておりまして、近年は古木の指定に関する審議のほか、町内の文化財の現状や他市町村の文化財保護の状況などを把握するため調査研修活動にも取り組んでいただいております。

次に町内における文化財と価値ある財産の把握の状況についてでございますが、教育委員会では、文化財保護審議会や地元の文化、歴史の研究保存団体であります郷土歴史文化保勝会の皆さんとの共同活動など、さまざまな事業活動を通して、町内に潜在する価値ある財産の発見や発掘に努めてきているところでございます。

また、平成26年度からは教育委員会が委嘱しております生涯学習奨励員の皆さんが中心となりまして、大空町検定、大空マニアックと呼んでおりますけれども、その事業にも取り組んでいております。本事業の狙いは合併した町として女満別・東藻琴両地区の歴史文化をお互いに学び、共有し、住民相互の一体化の醸成や後世へ引き継いでいく取り組みにつなげることを目的としております。その一環として、平成27年度には、両地区に北海道簡易軌道藻琴線東藻琴村停留所跡地記念碑や流水観測記念碑などの建立や松浦武四郎足跡記念柱の復元が実現したところでございます。

また、文化財産保護審議会や郷土歴史文化保勝会と町との共同活動事業として、町内外の史跡や文化財などについて、視察研修活動を行いながら、文化財等の現状把握に努めてきているところでございます。先月には郷土歴史文化保勝会の主催事業として、子どもから高齢者まで広く住民の皆さんの参加を得て、近隣市町の博物館めぐりが実施されました。参加者からは、是非また実施してほしいといった声が多数寄せられたと保勝会からもお聞きをしております。

今後とも関係団体と連携し、住民の皆さんの関心を高める取り組みを進めるとともに、町内の文化財や価値ある財産の把握に努めてまいりたいと存じます。

次に文化財の指定基準のあり方についてお答えを申し上げたいと存じます。大空町文化財保護条例では文化財の定義を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の4種類に分類し、大空町にとって歴史上、芸術上または学術上価値の高いもの、町民生活の推移の理解のため欠くことのできないものとしております。

大空町の指定基準については、先ほど申し上げました名木・古木の指定に当たっては、要綱により基準を設けておりますが、それ以外の文化財については、指定基準を現在設けておりません。このことから、名木・古木以外の文化財の指定に当たっては、ケースごとに内容を調査、審査し判断しているのが現状となっております。そのため、より客観的に指定対象を判断することができるよう、国や北海道、他の自治体が定めている基準などを参考にしながら、本町においても、新たな基準を設けることの必要性を感じているところでございます。今後、文化財保護審議会などの御意見を伺いながら、新たな指定基準を策定し、適正な文化財保護の事務に当たってまいりたいと考えておりますので、御理解

を賜りますようお願い致します。

以上、三條議員への御答弁とさせていただきます。

◇議 長 南部総務課長。

◇総務課長 先ほど山下町長から答弁がありました中で、担当課長からとしています2点について私のほうから述べさせていただきます。

一つ目は、職員の病気休暇等の状況についてでございます。平成27年度から今年度8月いっぱいまででございますけれども、病気休暇及び休職している職員数につきましては、延べ人数として21人となっており、そのうち怪我、病気によるものは9人、メンタルヘルスの不調によるものは12人となっております。休職者は、6人おりまして、うち怪我、病気によるもの2人、メンタルヘルス不調によるもの4人でございます。ただ、本日現在でいいますと、病気による長期休職者1人のみで、他の職員については職場復帰をしている状況になっております。

2点目でございます。本年度、ゲートキーパー研修としまして、命の門番という題として研修を行ったところでございます。その後、アンケート結果や受講者の発言内容について講師と打ち合わせをしております。

その中で、5点ほど指摘または検討すべき事項がございました。一つは、悩める人に気づき声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげて見守る職員になること。うつ病も、うつも病気であるという認識を持ち、その病気に対する言葉や行動と周りの人のサポートの仕方を学んでほしいこと。一部の人間が受講するのではなく、職員全員の受講が望ましい。

4点目。理解を深めるために、定期的にメンタルヘルス等の研修を実施してほしい。

第5点目、それぞれいろいろな職種、また立場でいることから、その立場でできることから進んで行動してほしいという5点の意見や提案がございました。

この辺を私どもとしましては、くみ取って来年度以降もこれに関する研修は考えておりますし、さらに管理職や主査職それぞれ職に応じた研修も実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

◇議 長 三條幸夫議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後1時とします。

(休憩 午前11時51分)

(再開 午後 1時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第5、三條幸夫議員の一般質問を続けます。2番、三條議員。

◇三條議員 まず家庭問題相談窓口の設置について、再質問させていただきます。

家族関係が悪いから介護したくない。息子さんに大人の発達障害が見つかった。本来であれば働き盛りの息子さん、そして共通してるのは、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、何の診断も受けていない、そして分からないという方が多々いるやに聞こえてきています。高齢者の子どもさんがひきこも

りである問題は決して特別なことではないのかもしれませんが、また、恥ずかしいことでもないし、だれも助けてくれない訳でもありません。身近にそういった方がいれば、相談をしていただいて、行政につないでいただく、その仕組みが今はちょっと足りてないのかなという感じを受けているところです。

窓口を先ほど一本化してというお話をさせていただきましたけれども、特に職員を配置ということじゃなくて良いと思いますけれども、やはり、どこかの窓口で相談に来たときに、そこで、いろんな部署につないで問題を解決してあげるといふような姿勢が大事なかなと思っております。そうやって一元化された窓口で相談をしていただきながら、当然日ごろの業務の中で、職員それぞれがアンテナを張っていただきながら、情報を共有していくということが大切なかなと思っております。

やはり対象となられている方は自分のつらさを伝えるにも何らかの手段を選ぶことができない、伝えることができないで悶々としてる方が多いわけです。ですからその辺のところは非常に難しいところもあると思いますけれども、町民の皆さんの協力もいただいたり、もちろん民生委員さん等の協力をいただきながら情報もいただくんでしょけれども、そこに至らない方がいるという、こぼれてる方がいるということを十分検討していただきながら、本人も恐らく辛いし、親御さんも辛いと思います。窓口の一元化だけで問題が解決するわけでもない、これは当然そう私も思います。ですが、やはり町民の皆さんの御協力をいただきながら、役場のここの窓口に行けば、この問題については親身になって相談にのってくれるんだと。自分のポジションではないけれど、他にも繋いでくれたということがですね、やはり町民に知れ渡ることが大事なかなと思います。

どうか、町が先頭に立ってこの課題の解決に向けて努力していただきたいなと思っておりますけれども、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 おっしゃっていることは私の先ほどの答弁の類似するような内容ではないかなと改めて感じました。先ほど言いましたように、発端としてどこに相談をするか、どこに例えばそういったサインがあったとしても、それを見落とすことなく関係する方々が、その解決に取り組むということで、マニュアル化といったらちょっと何かこう聞こえ方として冷たい言い方になってしまうので、どういうところにそのサインがあったとしても、それをどう繋ぐかという、その仕組みをもう一度関係機関、町が中心となって確認をしていきたいと思えます。

先ほど申しましたように公営住宅にお住みの方で、そういったところからの情報、サインであれば、住民課からさらにそれを踏まえて福祉課であるとか社会福祉協議会にまた繋いでいく、教育委員会にも繋ぐという、その仕組みをはっきりと確立させて持っておく、そして、これはあっちの方に行ってくださいではなくて、どこで受けても、これを一元的に解決に導くような、そういう仕組みづくりというものを行政が中心となって声掛けをしていきたいと思っております。

一方で先ほど言いましたように、そういうサインをなかなかこう拾い集める

ということは難しいことではないかと思っております。いろんな機会に、そういったものについて、御相談ができるんだということを、町民の皆さんにも、お伝えをしていきたいと思っております。

今回の事例にぴったり当てはまるかどうかは別なんですけれども、先日も町民の方から福祉課の職員に御相談があって、1人で孤独の状態になっていて、なかなか生活がままならないような状態になっていた方について、関係の方々と相談をして、本人の意向も聞きながら対応したという事例などもあります。最終的といいましようか、一時的なといいましようか、その窓口は福祉課になるかと思えますけれども、そこだけに限らず、いろんなところにアンテナが張れる仕組み、そしてそれを拾い集めて皆で対応できる仕組みということについて確立するとともに、そういったことを町民の皆さんも知っていただく努力をしてまいりたいと思っております。今後もそういった視点から、いろいろアドバイスをいただければありがたいと思います。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 家庭問題相談窓口はここに行けば繋いでくれるんだよということであれば、住民の方が日ごろ困ったなというときに、今お話あったように例えば福祉課に行けば全体につながると、調整していただけるということであれば、それでいいのかなと思います。

2項目目の職員の健康管理について、再質問させていただきたいと思います。一つは体調を崩す等の理由によっては、大空町の職員安全衛生管理規則第5条で安全衛生管理委員会を設置するということになってますけれども、それぞれ安全衛生委員会で審議し、任命権者に意見を具申された事例は、いままで町長ありますか。

◇議 長 暫時休憩します。

(休憩 午後 1時07分)

(再開 午後 1時08分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。山下町長。

◇町 長 失礼をいたしました。安全衛生委員会、保健師などを含めて開催をいたしております。

ただ委員会としてまとめて任命権者である私にこうこうすべきという報告といいましようか、委員会として行政長に申し出るというところまでには至っておりません。ただ、安全衛生委員会の聞き取りをした内容ですとか、方向性、そういったものについては、報告はもちろん受けておりまして、それに対して副町長などを通じて、こういう対応は可能ではないかとか、こうすべきではないかというようなお話をさせていただいている事例はございます。

ですので職員の体調異変などについては、状況も含めて、私ところに衛生委員会に係らない案件も含めて、逐一報告はいただいている状況でございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 今の案件については了解しました。

もう1点。ストレス、病気等で仕事でミスをしてしまうことが多々あると思

います。ミスした結果、いろいろな処分が検討され、処分されると。きつともって当事者になってしまった職員は、1人抱え込んで体調崩したり、退職の道を選択したりする事例があるのかなと思います。また病気になってしまったら、なかなか回復に時間を要する職員がいたとしても、人間我々もそうですけども、いつそういう立場になるかわかりませんが、そういったとき職場全体で労りを持って、困ったことを支え合うような職場となるようにぜひ努めていただきたいと思います。

あわせて、職員から職場の環境の改善に向けたアンケートなどをとったことというのがあるかないか。ないのであれば今後は是非、職員の皆さんに職場環境の改善に向けたアンケートをとっていただきながら、より働きやすい職場にするように努力していただければと思いますので、このことについて前向きにお答えいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先日も2人に注意処分を出しました。そのときに私が口頭で注意するとともにお話をさせていただきましたのは、私自身も20数年、役場の職員やっておりましたけれども、そのときに私自身は、その時代、処分というのを受けた記憶がありませんでした。ただ、職員に言いましたのは、これは私が完璧に何かをできてきたわけではなくて、その時代背景の中でいちいち係員、係長の失敗を、処分という形で委員会に諮られ、そしてそれが決定してこなかったということだけだと思う。だからどうでもいいんだということではないですけど、ただ、今の時代は国民、町民の視線、またいろんな社会論調が、一体どこに責任があったのか、それを明確にしなければならないという論調が非常に強くなっておりまして、そういった責任があるということであれば、それは必然的に処分しなければならないっていうことにつながっていく時代になってきて、大変厳しい時代ではないかと、そのように思っておりまして、職員には、そういう時代の中で、町の職員というものは今まで以上に緊張を強いられるところがあると、そういったことも承知してほしいという話をさせていただくことがあります。

近隣の市町村長と話をしますと、やはり対応は千差万別で、きちっと細かに、始末書などが出た場合については処分委員会にかけて、しっかりとその都度やっているという町村もありますし、ある町村では、いやいや私、町長になってから1回もそんな処分なんてしたことないなという町村長もいらっしゃいました。逆にそれで本当にいいのかというような話で話題になることもありましたけれども、そういった意味で、大変厳しいようでもありますけども、大空町は厳格にそのところはさせていただいているというのが実情かなと。

ただ、職員に言いますのは、失敗というのは確かにいろいろあると。そんな中で、そのことだけで落ち込むこと、また萎縮することのないようにということも、常々伝えているつもりでもあります。そういった中で処分そのものの心身の負担に、過多にならないような、そういう配慮もしていかなければならない。そのように自覚をしてございます。

また職場の中で支え合うという中で、先ほど総務課長が答弁いたしました職員研修というものを必要だと感じております。また先日の課長職会議、この一

般質問が出された中で対応の協議をしましたときに、やはりその職員にも、例えば病気になった人たちに心ならずかけてしまうような言葉があるのではないか、禁句と言われるような言い回しというものがふっと出てしまうところがあるのではないか、そういうものも周りの職員として、こういう言い方はまずいのではないかと、こういう配慮があるべきではないかということをしつかりと自覚していかなければ、立ち直りもなかなか難しくなると、そういう研修をもっとこれから充実していくべきではないかとの意見もありました。まさにその通りではないかと思っておりますので、そういったこともこれから重ねてまいりたいと思います。

また職場環境のこと、環境ばかりではなくて自分の置かれている仕事の内容でありますとか、そういったことについて、本人がどのように考えているかと、私が町長になってから何回かそういった意向調査を繰り返してございましたけれども、たまたま行なうのではなくて、きちんと制度化しなければならないということで、何年前からかはちょっと今記憶が定かではありませんけれども、ここ6年も7年前から毎年定期的に職員の意向調査というものを行っております。その中には、自分自身にかかわる仕事の悩みの部分での考え方を伝えてきたりするものもありますし、職場全体としての課題などについて、提案するものなどもあります。そういった中で、そういったものを聞かせてもらいながら、それをどのように改善していくか、場合によっては、個人の意見でありますので、すぐさまそれを全部実行できるという訳ではないものもありますけれども、まずはそういう声を拾い集めるということも大切ではないかと思ひまして行っているところであります。今後、そういった内容のものも意識しながら、この対応に当たってまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。処分された職員は、悶々と悩むということになるんですけれども、処分はやむを得ないと思います。その後のフォローの仕方が、うまくいっていないと結果的に落ち込んでいくということにつながっていくのかなと思っております。

職員それぞれが、改善をしたいなと思うことが今までやられている調査の中で反映されているのであれば、それでオッケーなのかなと思いますけれども、最近、職員の皆さんの顔を見ると、なかなかそうでもない人も中にはいるのではないかなと。失礼な言い方かもしれませんが、皆さんできれば、元気に体を大事にしながら、大空町のために、まちづくりのために、頑張りたいなという思いがあります。それは町民皆が望んでいることでありますので、やはり将来のことを真剣に考えて、実行に移してくのは職員の皆さんですから、そこを是非、大切にしながら行政運営に努めていただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほどの質問の中でも元気がない職員がいるのではないかと、そんなお話もありました。内容の確認のときにも、そうおっしゃられているような話を聞きまして、職員とも話してましたけど、なかなか元気があるかないかというのは、個人の見方にもよりますし、個人の表情なども含めて、なかなか画

一的な基準があるわけではないと思っていますので、難しいなと思います。過去にも大空町になったときに、何か金がない時代、大空町になって、あっちの地域もこっちの地域も職員が最近元気ないぞと言われてるぞっていう、そういう質問もありました。何をすればいいのかなって、全く正直いって分かりません。若い世代のその考え方というものも理解しようと思いながら、なかなか一律にはいかないもんだなあとと言うところがあって、悩み悩み試行錯誤しながら、いろんなことを取り組んでおります。

町民からもいろんな要望を言われます。また、その言い方もですね、いろいろな言われ方もありますので、非常にそれ一つ一つでストレスになる時もありますし、議員からこうやって一般質問をいただいて、さあ、これを何とか解決に導かなきゃならないと、さらには、町長からは毎日毎日のように、あれどうした、これやったのかということで指示も来ると、さらにはなかなかストレスもたまるものかなと。

いつも各町村長集まるとこの話題で議論と言いましょるか、愚痴がこぼれるということが多々あります。みんなどんな方法でやっているかということをやを悩みながら取り組んでいるというところがございます。

ご指摘がありました関係については、仰せのとおりと言いましょるか、なかなか解決の糸口はない中ではありますけども、何とかしなければならない問題だろうということだけは十分承知しているつもりであります。ほったらかしにしないで、これはと思うようなことを一つ一つ取り組んでまいりたいと思っています。またこういった質問のやりとり、答弁のやりとりを聞きながら職員も、それぞれまた一歩前に進むようなことになっていただければありがたいものだなあと。こういう機会をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 職員それぞれ、町長おっしゃるとおり、個々、いろいろな形でとらえ方もあると思いますけれども、打てばカンと響いてくると、仕組みですね、仕事の仕組みの中で、そうならないから元気がないのかなと私思ったりするのですけども、ある事例でこんな話を職員から聞いたことがあります。町民の皆さんから要望が受けて、担当としては、何とか前向きにやってあげたい。だけれども予算を要求しても、予算を切られてしまうんだと。そこで抱えてしまうというふうなことで、町民になんとかしてあげたいと思ってもやってやれないと。予算を要求しても蹴られてしまって前に進まない。私はどうしたらいいのということなのだろうと聞いていたんですけれども、仕事の仕組みとか流れの中で何かそういういずいところがあるのであれば、是非改善をしていってほしいなと。

私、これがどういう形でそうになっているのか、仕組み最近わかりませんので、そんなことになっていないというのであればそれはそれでいいと思いますけれども、予算も限りがありますから、何でもかんでも聞いたからって予算をつけることにならないと思うんですけれども、担当は担当でそれぞれ抱え込むこともあるんだらうなと思いますので、是非その辺で何か思いつくことがあれば改善に向けて取り組んであげてほしいなと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 議員の方に対して、町民の実現のために予算要求したら、いやいや切られてしまって、いやどうしようと言うような職員がいるとすれば言語道断だと私は思っております。

私は常々予算は大切ですので、予算を確かに100万円要求してきても、こんなもんじゃ駄目だと切る場合もありますし、半額にするときもあります。ただ、私が常々言っておりますのは、ただ単にその予算を削減した、ゼロにしたというだけで終わらすのではなくて、私は代替えの工法としてこんな方法だったらもっと安くできるんじゃないかとか、今これをしなくても、来年度に回してもいいんじゃないかとか、そういうような話を必ずしていると私は思っております。一方的に何の理由もなしに駄目だという話はしてはいないと思います。

ですので、予算がつかないとすれば、予算がつかなかったその理由、それも私は伝えておりますので、それを真摯に例えば町民に伝えなければなりませんし、別な方法でやる方法があるということであれば、そういった中で、少しでも対応ができるようなやり方というものも説明していかなければならないのではないかと。

私に言わせれば、まだまだ工夫が足りないと。人様のお金ですので、これが壊れたから、はい見積もりをとりました。100万円かかります、町長100万予算ください、そういうことだけでは全部をつけるわけにはいかないと。複数から見積もりをとったのだろうか、さらにもう少しこれを下げていく方法はないだろうか、現計の予算の中で対応する方法はないか、いろんなことを話しております。ですので、そういったところで弱音を吐くというのは、今回の質問内容とはまた別の次元のものだと思っておりますので、その点については、私はしっかりと職員として、工夫をする、その努力をさらにしてもらいたいものだと思っております。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 決して、職員を叱るようなことはやめていただきたいと思います。たまたまそういう話があって、そういうようなこともあって、物事がスムーズにいかないとどんな仕事でもスムーズに行かないことでのストレスだとか悩みだとかっていうこともありますので、是非、いろいろと町長の思いもあると思いますけれども、そこでぐっところえて職員の立場に立っていろいろ考えてあげていただければありがたいなということです。

以上です。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 叱るとか叱らないとかではなくて、これは、そういうようなお話がこういう場でありましたので、そうではないんだということは、伝えなければなりません。誰か1人を取り上げて攻撃するというようなことではありませんけれども、工夫を持って対処しなければならない。また、できればできないなどの説明をしていかなければならないということを、職員に伝えていかなければならないものと思ってございます。誰かを取り上げてどうのこうのということではありませんけれども、是非、そのところは理解をいただきたいと思っております。

確かに職員は町民のために仕事をするということでございますので、町にとっても、町民の皆さん方にとっても大事な存在でもあり、財産でもあると思っております。その町民と職員との関係というものを、お互いに、いや頑張ってくれてるなというように町民の方から思っただけのような形になっていかなければならない。そういう意味で、職員も大切にしていかなければならないことだと思っております。

町民の意向ばかり全部が聞きとれるわけでもありませんので、そのところは町民の目線で仕事をする。しかし、その仕事をするのは職員であると。その関係をしっかりと確認をしながら、行政の運営にあたってまいりたいと思っております。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 それでは次に大空町文化財の保護について、再質問をさせていただきます。

建造物で一例を挙げると、駅前に J A めまんべつで保有されている石倉倉庫があります。昭和初期に建設され長年女満別農業を支えてきた歴史的に貴重な建造物だと思いますが、四方八方を軟石造りの壁に囲まれた倉庫で、倉庫ならではの高い天井が暗いながらも開放的に感じたりする建物かなと思っております。

近隣の町では、石倉公園として整備、交流広場として利活用している町もございます。また、東藻琴地区の方にも、そういった案件もあるかどうかわかりませんが、あるとすれば私も井の中の蛙ではないですけれども、身近にあるのだけれども価値に気がつかないようなことのないように、しっかりと調査保存すべきものは保存することを滞りなく進めていただきたいと思います。どこかの時点でその価値に気づき、指定保護していなければ、大空町には永遠に建造物等の文化財は存在しないことになるのかなと思いますけれども、教育長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 町内におけます文化財であったり、また、保全が必要と思われるような町の財産の把握についての御質問、再質問ではなかったかなと思います。

1 回目の答弁でもお答えをいたしましたけれども、現在、文化財の保護審議会であったり、保勝会といった皆さんと町内のさまざまな史跡であったり文化財であったり、現状の把握といったものを、共通認識に立つと。審議会の皆さんも保勝会の皆さんも、それぞれ両地区にお住まいとなっている町民の皆さんでありまして、なおかつ、社会教育に詳しい方であったり、歴史に詳しい方であったり、そのような方たちの参画を得ながら、どの地区にどのようなものがあるといった情報などもいただきながら、これまで、そういった価値ある財産の発掘に努めてきていたところでございます。

確かに議員さんが言われますように、建造物といったものについては、これまで余り注目せず特に指定ですとか、登録だとか、そういった発想に至らないままに、どちらかと言えば、元町遺跡のように過去にあった重要なものを復元をすると。また、先ほどの答弁にもありましたように、松浦武四郎が女満別地区を散策して歩いたその軌跡を当初は木柱でありましたが、朽ち果てたということもあって、石柱という形で復元を図ると。今まで大事に残してきた

ものに対して、重点的に、それを継承していくっていうところに軸足を置いてきたかなと、そのように思っております。

先ほどお話がありました駅前にありますＪＡめまんべつさんの石造りの倉庫も、私自身に近所を通るたびに建物の外観を見まして、重厚感であったり、レトロ感といったものも感じていた１人でもございます。しかしながら、やはり、その文化財指定に至るまでの具体的な目安といったものが現在、教育委員会では持ち合わせていないと。やはり住民の皆さんの声であったり、そういうものも非常に大事なものだと思っているのですけれども、やはり目安をもって、きちんとした考え方を持って、指定に臨むというのが本来の使命ではないかなと思っております。

そのような観点で、今後も埋もれている財産がないか、忘れ去られているものはないか、そういう感覚で皆さんとの共同作業の中で、適切な把握に努めるという考えを持っているところでございます。

◇議 長 ２番、三條議員。

◇三條議員 先ほど規則とか要綱の話をさせていただいたのですけれども、物件が決まってから要綱等を定めるのではなくて、やはり、こういう物件あったときは、これらを目安に、ぜひ推薦なり連絡いただきたいということで、日ごろから、そういうことに努めていかないと周りからどんどんどんどん古い歴史的な建物が消えていくことになるのかなと思います。

木造でも、たまたま歩いていると築１００年以上経ってる貴重な木造もあるように私は思ったりして、見させていただいているところもあるんですけれども、是非、いろんな町民の皆様のご意見を聞いていただきながら、残すものは残していくということに努めていただければありがたいなと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 指定基準のことでございますけれども、教育委員会内部でまだまだ十分協議ができておりませんので、考えられる想定としてお聞きいただきたいと思いますけれども、やはり先進自治体が定めております基準といったものを中心に今後、案を策定してまいりたいと考えておりますけれども、ある自治体の基準例よりますと、価値の高いもの、優秀なもの、貴重なもの、特色が顕著なもの、特異性を示すもの、地位を占めるものなど、多面的、多角的な視点に立って判断する表現が用いられております。とりわけ建造物の指定に当たっては、建物の老朽化の状況であったり、保存のための方策の見通しであったり、保存に要する経費、また所有者の意向といったものなど、総合的な見地から判断が必要になるものと考えております。さらには文化財の指定自体が、決してゴールではないと、そのようにも思っております。指定に至ったからには所有者と十分連携をしながら、しっかりと長期にわたる必要な保全対策を講じていかななくてはならないものと、そのように考えてございます。

また、維持経費、修理など多額の経費を要すると言ったような場面なども想定されるわけでありまして、所有者が負担に耐えられないといった、そういった場合、あるいは特別な事情があるといった場合などにおいては、条例に基づいて、町からの補助といったことも生じてくるとも考えられます。そういうようなことも十分勘案しながら、基準というものを考えていくと、そのように

思っているところでございます。

◇三條議員 はい、終わります。

◇議長 これにて三條幸夫議員の一般質問を終了します。ここで10分間休憩します。

(休憩 午後 1時36分)

(再開 午後 1時46分)

◇議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第5、一般質問を続けます。
次に、1番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇後藤議員 令和元年第3回定例会、通告書に従い一般質問を始めます。

町営住宅についてであります。現在、町営住宅においては、計画的に町営住宅の整備を行うとともに、高齢者等に対する一定の性能を確保した質の高い住宅の整備を行っていただき、皆様が安全、安心して暮らせる住宅、住環境の形成に努めていただいておりますが、少子高齢化の時代を迎え、大空町まち・ひと・しごと創生、人口ビジョン・総合戦略においては、約10年後の人口の推計によると、65歳以上の老年人口の割合は41.5%となる見込みとなっております。

平成29年6月に改正民法が成立、公布され、令和2年4月に施行されますが、改正法の一つに保証人の保護に関する改正が行われ、建物の賃貸借契約にかかわる保証人など、個人根保証契約を締結する場合は、これまで保証する額に制限がなかったものが、改正法の施行日後は極度額を定めなければ、その効力が生じなくなることから、保証人制度のあり方についても検討する必要があると考えられます。

1点目の質問といたしまして、町営住宅の入居状況と家賃滞納状況について伺いたいと思います。なお、入居状況については、65歳以上の入居率についても併せて御答弁願いたいと思います。

2点目の質問といたしまして、民法改正の対応についてであります。保証人の保護に関する改正など、改正民法が令和2年4月から施行となりますが、本町の検討状況について伺いたいと思います。

以上、2点について、町長よりお聞かせ願いたいと思います。

◇議長 山下町長。

◇町長 後藤議員からの一般質問に御答弁を申し上げたいと思います。

本町には現在559戸の町営住宅がございます。入居状況は、8月末現在で71戸が空き家となっております。現在改修中の住宅や将来用途廃止を予定している政策空き家10戸がございますので、これを除くと61戸が実質的な空き家でございます。入居率は89%となっております。

世帯主が65歳以上の入居戸数につきましては207戸、割合は42%でございます。うち単身の戸数が124戸、25%となっております。使用料の滞納状況などについては、後ほど担当者から答弁をさせたいと思います。

御指摘のとおり、平成29年、民法が改正をされました。来年の4月から極度額の定めのない個人の根保証契約は無効ということになります。町営住宅は、

現在条例で入居決定者と同程度以上の収入を有するもので、町長が適当と認める連帯保証人2人の連署する請書を提出することと規定しております。極度額については定められておりません。連帯保証人制度を継続するということであれば、令和2年4月以降、極度額を設定する必要がございます。現在のところ全く検討に至っておりません。法の趣旨や起こりうるメリット、デメリット、北海道や近隣市町の動向も勘案をしながら方向性を定め、原案をお諮りしてまいりたいと思っております。議員が考えられておられるような方向性などがあれば、御指導いただければありがたいと存じます。よろしく願いいたします。

◇議 長 田中住民課長。

◇住民課長 私から町営住宅使用料等滞納状況について、御説明させていただきます。金額等につきましては、一般公営住宅、特定公共賃貸住宅、単身者住宅、地域特別賃貸住宅の全てと附帯する駐車場の使用料も含めた数字で御説明させていただきます。

平成30年度の町営住宅使用料の調定額は、平成29年度以前の過年度滞納繰越分、約600万円を含めまして、1億3,807万8,000円でしたが、収入未済額が447万2,000円で、収納率は96.8%となっております。

収入未済額は、令和元年度に滞納繰り越しとなりましたが、その内訳は、平成29年度以前の過年度滞納繰越分が401万8,000円、平成30年度分が45万4,000円で滞納件数につきましては28件となっております。

なお、滞納件数28件のうち約3分の1の10件につきましては、既に町営住宅を退去している方で、滞納額が318万2,000円と滞納額全体の7割を占めてございます。

以上、滞納状況の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番、後藤委員。

◇後藤議員 はい、1番。使用料滞納状況について、再質問させていただきたいと思います。

使用料の収納率についてと滞納整理はどのように行われているのか2点伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 収納率の向上につきましては、私どもの長年の課題でございます。こういったものを高めていかなければなりませんし、滞納整理についても進めていかなければなりません。これらにつきましては、債権管理条例というものを制定させていただきました。税のほか各種債権につきまして、町営住宅のもちろんでありますけれども、上下水道、保育料、奨学金等々ございますけれども、そういったものにつきまして、副町長をトップとする税等収納率向上対策推進委員会というものを設置してございます。その中で、この滞納整理、収納率の向上というものに取り組んでいるところであります。具体的な活動についても担当者からご説明を申し上げたいと存じます。

◇議 長 住民課長。

◇住民課長 町営住宅使用料にかかります収納率の向上、滞納整理の状況につい

て御説明いたします。

滞納者への対応につきましては、町営住宅条例のほか、大空町債権管理条例等に基づきまして行っております。

具体的には、納期限を過ぎた入居者への督促状の送付。3カ月以上滞納となった場合には、入居者に催告状の送付と、あわせて連帯保証人へ通知予定であること勧告しております。それでもなお納入されない場合は、連帯保証人へ督促依頼状を送付し、場合によっては、住宅の明け渡し請求を行うこともございます。

このほか、収納率向上対策といたしまして、電話や訪問による催促や分納などの納付相談、関係各課連携による共同徴収催告を実施し、収納率向上に努めているところでございます。

先ほど御説明いたしました滞納繰越額447万2,000円、28件につきましては8月現在、件数で19件、363万5,000円にまで減少してきている状況でございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番、後藤委員。

◇後藤議員 はい、1番。使用料の収納率についてと滞納整理はどのように行なわれているのかわかりました。

もう一つ、入居条件について再質問させていただきたいと思います。先ほど入居状況は約89%の入居率とお聞きしました。現在適時に町営住宅の補修を行っていただいているはいますけれども、今後入居率を向上させるために、機能回復であるリフォームや機能向上であるイノベーションを行うなど、高齢者等の方たちはもちろんのこと、新婚世帯や移住世帯の方たちからも魅力ある町営住宅であってほしいと考えますが、今後へ向けてもしお考えがあれば伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 町営住宅につきましては、いろいろな団地がございますが、昭和50年代に建設をしたものが4団地ございます。築40年以上が経過をしているということで、確かに老朽化が進んでいる団地がございます。

平成29年3月に町営住宅長寿命化計画をつくりました。この中では住宅の建て替え、大規模改修、そして計画的な用途廃止をうたっております。昨年度につきましては、一部の団地で結露対策工事、洋室化工事、断熱追加工事を実施いたしまして、現在その効果について検証しているところであります。

議員が言われますように、町とすれば、不動産業、アパート業をやっているというふうな意識を持たなければならなくて、そのためには悪かろう、安かろうではなかなか入居していただけないと、魅力ある公営住宅、町営住宅を提供していかなければならないものと思っておりますけれども、なかなかそこまでは至っていない現実がございます。

単に住宅困窮者ということばかりではなくて、今後、移住ということでもありますとか、さらに、この地域に定住していただくという方々のためにも、魅力ある町営住宅をつくっていかなければならないと思っております、そうなるように先ほど御指摘をいただいたような対応というものを今後必要であると、

そのように感じております。

一方で29年3月、28年度に将来の長寿命化計画というものを立てましたが、先ほど言いましたように、政策空き家を除いても61戸は現在空き家状態になっているという状況であります。人口の状況なども勘案して、当時の計画戸数が本当に適正なものか、こういうものも、改めて見直しをしていかなければならないことであろうかと思っております。そういった場合については前倒しながらその計画の見直しということも念頭に置きながら対応していかなければならないと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 1番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1番。今、町長からもお話ありましたけども、また改めて、戸数が適正であるか考えていただける、また、場合によってはその魅力ある町営住宅に向けても考えていただけるというお話がありました。

大空町は従業による流入超過の状態です。新婚世帯や子育て世帯の方たちの中で、町外から大空町に働きに来ている人においては、働く場としてだけではなくて、住む場として本町を選んでもらえるようなきっかけに、今後していただければと考えます。1番の質問は終わります。

2番について再質問させていただきます。

大空町では保証人確保が難しい場合はどのように対応しているのか。また、どれぐらいの割合か教えていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 総合戦略を立てていく中で、昼夜間人口、流入超過に今なっているという状況にございます。そう考えますと、職場があるけれども住む場所がない、もしくは住むに至るような環境にないと考えられている、捉えられているということではないかと思っておりますので、住宅施策というものは大切なものだと思っております。

民間住宅の改築などに補助を出す、そういった政策も講じておりますけども、先ほど言いました大空町として住宅を供給しているわけでありまして、これを魅力あるものにしていくということは大切なことであると思っております。昨年度、町営住宅全戸にエアコンをつけたらどうだと、そんな話を職員といたしました。そういうことで結露対策、除湿対策であるとか、環境、全てにエアコンがついてる町営住宅がある町っていうのはないんじゃないかなと。そんなことを思いまして、言いましたけれども、町長やってみましょうかと思積もりが上がってきまして、1戸当たり、設置費用含めて50万くらいだったでしょうか。なかなか思い切って、踏ん切りが付けられなくて、結果的には結露対策工事ということで予算を付けさせていただいたということがございます。ただ、そういった発想というのは大切だろうなと思っております、三点給湯の問題でありますとか結露対策、今言った住環境を向上させていく、そんな中で、住宅施策として魅力あるものを提供していかなければならないものと考えるところでございます。

2点目といたしまして保証人の関係でございますけれども、町営住宅では先ほど言ったように基本的に連帯保証人を2人ということになっておりますが、特別の事情があると認める方に対しては、請書に連帯保証人の連署を必要とし

ないこととすることができると規定してございます。特別な事業とは何かということについて規則で、高齢であること等により、連帯保証人の確保が困難であると認められる者と定めてございます。

現在、請書をいただいている入居者の方が12名いらっしゃいます。2.5%ということでございますので、非常に少ない状況でございます。現在は、高齢の方というよりは、身寄りがなかなかいらっしゃらない、保証人を確保できないという、そういった方がほとんどでございまして、高齢者の方であっても、お子さんや、もしくは御親類の方、知人がいる場合については、高齢であっても、現在は可能な限り、連帯保証人をお願いしますということでございます。

◇議 長 1番、後藤議員。

◇後藤議員 難しい場合の対応については分かりました。

今、国の考えといたしまして、一つ目として、近年身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえると今後、公営住宅の入居に際し、保証人を確保することがより一層困難になることが懸念される。

二つ目といたしまして、住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考えているようです。

しかしながら、保証人制度を廃止するデメリットといたしまして、使用料の納付意識が希薄になる可能性があることなどが想定されます。大空町においても、町営住宅の滞納額は約363万円あり、使用料の滞納を減少させていくために職員の方たちも大変苦慮されておりますが、入居希望の皆さんがなるべく苦慮されずに入居できる制度であってほしいと願います。

今後保証人制度を継続する場合であっても、現況の保証人2人から保証人1人にするなど、入居者の負担を少しでも軽減できる方法も模索していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 御指摘のとおり、最近は単身ご高齢者の方が相当数いらっしゃるということで、保証人の確保が難しいというような、そういう状況が従来から見ると増えてきているように思われます。

現在、先ほど課長が答弁いたしましたように、使用料を3カ月以上納入しなかった場合には連帯保証人にも通知をさせていただくということとしております。そんなことから、入居者本人の納付意識の向上といいたしめようか、納付につながっているということは間違いないかと思っております。そんな中で国の方からの方向性だけというわけにはいかないかなど。実際にですね、私どもの町で連帯保証人の方に未納の方の使用料を納入していただいたという例も2件ございました。そんなことから、今の連帯保証人という制度については、ある程度機能をしていると思っております。

また、この連帯保証人という方は保証人ではあるんですけども、入居者本人単身の方もいらっしゃる、何かあったときの連絡先というところに位置づけられている例も相当数ございます。そんな緊急時の連絡先として、本来の目的

とは違うかもしれませんが、そういった役割もこの保証人の方々、設置する場合については効果として考えられると考えてございます。ただ、本当に2人が適切かどうかということで、近隣の市町について今時点での状況確認をさせていただきましたところ、2名としているところが近隣の中で3町ございました。一方で1名しかいただいておりますというところが3市町ございまして、その数は拮抗しているという状況にございます。

そんなことから、この来年の4月に向けた条例改正をこれから本格的に進めていかなければなりませんけれども、その中において、その付ける、付けない、極度額を設けて保証人をというところももちろんですけども、そうなった場合にあって、その人数というものも、当然議論の対象に重要なポイントになってくるのではないかと考えてございます。

そういったことも含めて、今後検討を進めてまいりたいと思いますし、周知の期間などのこともあります。できるだけ早い作業に着手したいと、そのように考えております。そういった中で、お諮りをしてまいりたいと思いますので、その中でまたいろいろ御指導いただければありがたいと思っております。よろしくお願い致します。

◇後藤議員 以上、質問を終わります。

◇議長 これにて後藤忍議員の一般質問を終了します。これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後 2 時 1 0 分)

令和元年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 元 年 9 月 1 1 日
- ・ 開 会 令和 元 年 9 月 1 1 日
- ・ 閉 会 令和 元 年 9 月 1 2 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後	藤	忍	7 番	品	田	好	博	
2 番	三	條	幸	夫	8 番	齋	藤	宏	司
3 番	上	地	史	隆	9 番	松	岡	克	美
4 番	田	中	裕	之	10番	深	川		昇
5 番	原	本	哲	己	11番	松	田	信	行
6 番	沢	出	好	雄	12番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町長、教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会会長、副町長、総合支所長、会計管理者、総務課長、総務課参事、総務課参事、住民課長、福祉課長、福祉課参事、産業課長、産業課参事、建設課長、建設課参事、地域振興課長、住民福祉課長、総務課主査、生涯学習課長、生涯学習課参事、高校・認定こども園推進室参事、高校・認定こども園推進室参事、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、事務局主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和元年第3回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和元年9月12日（木） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第3 議案第41号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第4 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第43号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第44号 大空町女満別空港活性化基金条例制定について
- 日程第7 議案第45号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第46号 令和元年度大空町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第47号 令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第48号 令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第49号 令和元年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 認定第1号 平成30年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第2号 平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第3号 平成30年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第4号 平成30年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第5号 平成30年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第6号 平成30年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第7号 平成30年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第8号 平成30年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 発議第7号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める要望意見書
- 日程第21 発議第8号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める要望意見書
- 日程第22 発議第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第23 報告第8号 平成30年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について
- 日程第24 報告第9号 平成30年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第25 報告第10号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課参事	鈴木章夫
総合支所長	伊藤裕幸	産業課長	藤田勉
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	南部猛	建設課長	高島清和
総務課参事	林敏美	建設課参事	山本純生
総務課参事	塚原章裕	地域振興課長	作田勝弥
住民課長	田中信裕	住民福祉課長	星加政志
福祉課長	佐々木徳幸	総務課主査	土田康裕

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐薙幸史	高校・認定こども園推進室参事	村山修
生涯学習課参事	田端久剛	高校・認定こども園推進室参事	友西敦史

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 伊藤裕幸

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 井上透

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 伊藤裕幸

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男	事務局主幹	田中学
------	------	-------	-----

以上のとおり報告する。

令和元年9月12日

大空町議会議長 近藤哲雄

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会、開議宣言

- ◇議 長 おはようございます。ただいまから令和元年第 3 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において、3 番、上地史隆議員及び 4 番、田中裕之議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 12 名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 承認第 9 号

- ◇議 長 日程第 2、承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

- ◇総務課長 議案書 1 ページ。承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和元年 9 月 11 日提出、大空町長、山下英二。

3 ページ。専決処分書。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和元年 8 月 19 日。大空町長、山下英二。

5 ページです。今回の補正予算の専決処分につきましては、8 月 8 日夜から 9 日にかけて前線を伴った低気圧が通過し、局地的大雨により発生した災害で、早急に対応しなければならない道路、河川の復旧工事について、歳入歳出予算の専決処分を行ったものです。

令和元年度大空町一般会計補正予算（第 4 号）。令和元年度大空町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,050 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 88 億 1,242 万 7,000 円とする。

第 2 項。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正による。

一時借入金。第3条、一時借入金の借り入れの最高額に2,400万円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を14億1,400万円とする。令和元年8月19日、大空町長、山下英二。

7ページ。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

21款、諸収入に600万円を追加、22款、町債に2,450万円を追加し、歳入合計は、3,050万円を追加し、88億1,242万7,000円としています。

8ページ。歳出です。14款、災害復旧費に3,050万円を追加し、歳出合計は、歳入合計と同額にしています。

9ページ。第2表、地方債補正。1、追加です。元年発生災害公共土木施設復旧事業債は、被害を受けた道路河川の災害復旧事業に係る財源として地方債を借り入れるため、限度額2,450万円を追加しています。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、16、17ページをお開きください。

14款1項1目、元年発生災害道路橋梁復旧費として、15節、道路橋梁復旧工事に2,000万円、16節、道路維持原材料に400万円の追加。

2目、元年発生災害河川復旧費として14節、重機借上料に200万円、15節、河川復旧工事に450万円の追加は、路面洗掘や法面崩壊及び河川洗掘箇所の復旧工事に必要な経費を計上しております。

続きまして歳入の説明をしますので、14、15ページをお開きください。

21款4項11目1節、備荒資金組合普通納付金災害支消金に600万円の追加は、今回の財源として対応したことによるものです。

22款の町債につきましては、第2表で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算について御説明申し上げました。御承認くださいますようお願い致します。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 2番。専決処分されたということで、それはそれでやむを得ないことだと思いますけれども、特に大きな災害場所道路の普及橋梁を含めて教えていただきたいのと、現在の普及状況、工事の復旧状況が分かるのであれば教えていただきたいと思います。

◇議 長 高島建設課長。

◇建設課長 三條議員の質問にお答えいたします。被災箇所の主たる所でございます。

今回の降雨に伴います被災につきましては、主に山園地区が多く発生してございます。降雨量でいいますと、130ミリを超える降雨が山園地区に降った状況でございます。道路の大きな被災箇所にいたりましては、山園地区のさけます孵化場付近の道路の被災でございます。法面、路肩を含めた被災となって

ございます。

また、路面の洗掘で大きいところでございますけれども、これは東洋地区になります。背後地からの集水によって砂利道の路面洗掘が発生しております。

路面洗掘の箇所につきましては、10日、11日、2日間かけて復旧いたしまして、交通開放しているところでございます。

工事請負に係る復旧工事につきましては、現在発注して、内容、復旧工法等々の検討しているところでございます。工期につきましては10月の末日までの工期で今現在進めているところでございます。

河川の復旧でございます。河川復旧につきましては、これも山園地区に大きな雨というところで、山園地区を集水区域とする河川、2河川で被災が発生しております。被災の状況といたしましては、河岸高、河川の高さを超える水によって背面が洗掘を受けているというようなところの被災でございます。これにつきましても10月末だったかと記憶しておりますが、その中で復旧工事を実施してまいりたいと思っております。

河川につきましては、河岸決壊のほか、土砂の除去、流木の除去というところで、重機借上料によって河道対策を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第9号専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第9号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第3 議案第41号

◇議 長 日程第3、議案第41号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。中村産業課参事。

◇産業課参事 議案書19ページでございます。議案第41号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、町有古梅ダム畑地かんがい施設に起因して発生した漏水事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。令和元年9月11日提出、大空町長、山下英二。

1 和解内容 別紙のとおりとなっておりますが、後ほど説明させていただきます。

2 損害賠償の額 16万2,285円、3 和解の相手方 網走郡大空町女満

別大東 178 番地の 3、岡 幸樹。

次に、和解の内容、別紙でございます。議案書 20 ページをお開きください。

1、事故の原因。(1) 事故の発生日時 令和元年 5 月 26 日、午後 5 時 30 分、(2) 事故発生場所 網走郡大空町女満別大東 207 番 1、(3) 事故の相手方 網走郡大空町女満別大東 178 番地の 3 岡 幸樹、(4) 事故の概要 古梅ダム畑地かんがい施設大東第 2 幹線第 12 支線の埋設、管破損により発生した漏水事故による圃場の冠水。

2、和解の条件。(1) 事故の第 1 当事者(甲) 大空町長 山下英二、(2) 事故の第 1 当事者(乙) 網走郡大空町女満別大東 178 番地の 3 岡 幸樹、(3) 過失割合 甲 100%、乙 0%、(4) 損害賠償の額 16 万 2,285 円、(5) 支払期限 甲は、乙に対して、本件漏水事故による損害賠償額(圃場復旧、生産物損害)として、金 16 万 2,285 円を令和元年 9 月 30 日までに支払うものとする。(6) 異議の申し立て 示談書(承諾書)の締結後は、甲・乙間において今後本件に関しては異議申し立てをしないことを約束する。なお本件事故を踏まえ、施設の機能保全計画を策定し、適正な施設の管理に努めるとともに、施設の点検の実施巡回を行い、漏水箇所の早期発見、早期対応に努め圃場の損害を最小限にとどめることとしております。以上、御説明申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2 番、三條議員。

◇三條議員 2 番。今回の事案については特に反対するものではありませんけれども、漏水がどういう状況で起きているのかっていうことだと思うんですね。大きな機械が上に乗って壊れたのか、自然発生的に水が流れたものなのか、管の下を水が流れて落ちてしまったのか、そういうケースはいろいろあると思うんですけども、今回の破損ということなんですけども。どういう状況で破損したのか、そこをもう一度教えていただきたい。

それとここ数年漏水事故は度々起きているのかもしれませんが、どのような感じで年何カ所か起きてると思うんですけども、そこをもし分かれば教えていただければと思います。

◇議 長 産業課参事。

◇産業課参事 漏水箇所でございますけれども、FRPといわれている製品で、継ぎ手部分が今回の漏水事故の原因となっております。FRP製というのは、繊維質の織物にFRPを塗り、またそれを何十回も繰り返して作った製品でございます。

漏水の箇所につきましては、道路脇、町道を横断する箇所の継ぎ手部分になります。

原因といたしましては、畑かんを使用する際の開け閉めによる振動、または町道を大型車両または普通車両が走る際に振動が発生し、そのFRPの継ぎ手にその振動が長年間続いて疲労となり、ある一部分に針のような空間の穴を開けてしまい、漏水に至るという原因となっております。

改善策としては、今、先ほど説明に上げましたとおり、機能保全計画を策定して今後の対応をその中で検討していきたいと考えております。

次に事故の発生ですけれども、近年の発生につきましては手元に資料がありませんので、昨年は1件ございました。昨年は同じく、損害賠償について、議案を出ささせていただきましたが、520、530万円の損害賠償額となっております。今年につきましては、額については早期発見ということで、16万2,285円ということで、非常に少ない額となっております。今後につきましては点検及び施設の巡回を行って、漏水事故がなければよろしいですけど、発生した場合につきましては、少額な補償額となるよう努めてまいりたいと思っております。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第41号、和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第42号

◇議 長 日程第4、議案第42号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。作田地域振興課長。

◇地域振興課長 議案書の21ページをお開き願います。議案第42号、工事請負契約の締結について。次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。令和元年9月11日提出、大空町長、山下英二。

記、1、契約の目的。ひがもこと乳酪館大規模改修工事。

2、契約の方法。指名競争入札。

3、契約の金額。7,150万円。

4、契約の相手方。大空町東藻琴290番地。船橋西川建設株式会社東藻琴支店、支店長、小原博之。

ひがしもこと乳酪館につきましては、平成8年度に整備され、建設後22年を経過し、設備などの老朽化が著しいため、今回大規模改修を行うものであります。工事の概要につきまして御説明申し上げますので、議会定例会参考資料の1ページをお開き願います。上の表に契約の概要、中段から下に工事概要などを示しております。

先に中段から、工事概要です。乳酪館は鉄筋コンクリート造一部鉄骨造の2階建で、延べ床面積825.04平方メートルであります。工事の内容は、屋根、外壁、製造室の床などの建築改修工事及び冷暖房空調、受変電、蒸気ボイ

ラー、換気設備などの設備改修工事となっております。上の表、請負契約に係る入札につきましては、令和元年8月20日に指名競争入札によって実施しております。

指名競争入札につきましては、株式会社河西組、株式会社藤井建設、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、株式会社齋藤建設の4者で入札を執行し、入札の結果、船橋西川建設株式会社東藻琴支店が落札したものです。

契約の金額は7,150万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は650万円となっております。工期につきましては、契約の日から令和2年3月6日までの予定としております。なお、当工事の契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結する予定でございます。

以上、提案内容を御説明申し上げましたので御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第42号、工事請負契約の締結についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第42号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第43号

◇議 長 日程第5、議案第43号、大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 23ページ、議案第43号、大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和元年9月11日提出、大空町長、山下英二。

25ページが改正条文です。定例会参考資料3ページの当該条例の一部を改正する新旧対照表により説明いたしますのでお開き願います。

この改正の提案理由につきましては、北海道地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金について、時間給を26円引き上げし、861円にすると答申したことに伴いまして、本町の臨時職員の時給と比較し、本町の時給840円を上回ることから、時間当たり25円引き上げすることとして臨時職員等の日額及び時間給を改正するものです。

別表2。1、第2条第2項第1号及び第2号の職員の表の事務（技術）補助の項中、6,500円を6,700円に、840円を865円に改め、同表2、第2条第2項第3号の職員の表、一般業務の項中840円を865円に改める

ものです。

4 ページには、附則としまして、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行するものとしております。

以上、提案理由を申し上げました。御審議いただきますようお願い致します。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 43 号、大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 43 号、大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 44 号

◇議 長 日程第 6、議案第 44 号、大空町女満別空港活性化基金条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課参事。

◇総務課参事 議案書 27 ページです。議案第 44 号、大空町女満別空港活性化基金条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和元年 9 月 11 日提出、大空町長、山下英二。

議案書 29 ページをお開き願います。大空町女満別空港活性化基金条例。北海道内 7 空港の一括民営委託につきましては、来年 1 月から女満別空港ビル経営が開始されることとなっております。これに伴い、大空町が保有しております女満別空港ビル株式会社の株式を運営会社に譲渡する代金につきまして、女満別空港活性化基金を新たに設置して積み立て、空港の利用促進などに活用しようとするものでございます。

条例の内容につきましては、第 1 条で女満別空港の利用拡大活性化を図り、地域振興に資する事業の財源に充てるため、基金を設置することとし、第 2 条では、基金に積み立てる額は、毎年度予算で定める額としております。第 3 条は、基金に属する現金は、金融機関への預金など確実かつ有利な方法により保管。また、必要に応じて有価証券に代えることができることについて。第 4 条、基金の処分につきましては、設置目的の財源に充てる場合を可能としております。第 5 条では、基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して編入することとし、第 6 条では、財政上必要があるときは、繰戻しの方法、期間、利率を定めて歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができることとしておりま

す。第7条では、この条例のほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めることとしております。附則としましてこの条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願い致します。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号、大空町女満別空港活性化基金条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第44号、大空町女満別空港活性化基金条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第45号

◇議 長 日程第7、議案第45号、大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐藤生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書31ページです。議案第45号、大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例等の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和元年9月11日提出、大空町長、山下英二。

議案書の33ページから41ページまでは改正条文となっております。説明につきましては、議会定例会参考資料により行わせていただきますので、参考資料5ページをお開きください。

議案第45号関係、大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例等の一部を改正する条例の概要です。平成29年12月8日に閣議決定された新しい経済政策パッケージ及び平成30年6月15日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2018により消費税率の10%への引き上げに併せ、増税分の税収を財源に、幼児教育の負担軽減、少子化対策、生涯にわたる人格形成の重要性の観点などから、幼児教育の無償化する方針が示されました。これらを受け、令和元年5月17日に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、令和元年10月1日から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所等を利用する子どもたちの保育料が無償化されます。併せて、市町村民税非課税世帯の0歳から2歳の子ども利用料も無償化されます。

大空町においても幼児教育の無償化を実施するため、幼稚園保育料を定めた大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例、預かり保育所保育料を定めた大空町立預かり保育所条例、へき地保育所保育料を定めた大空町へき地保育所

条例及び広域入所に係る保育料定めた大空町広域入所に関する条例の4条例において、3歳児以上児の保育料を無料とし、併せて3歳未満児のうち市長村民税非課税世帯に係る保育料を無料とする改正を行います。改正を行う4条例について、改正の趣旨等同一であることから一括の改正条例として改正を行います。

続きまして、条例ごとの説明をさせていただきます。なお、以降の改正において施行期日は、全て令和元年10月1日としております。

参考資料5ページ中段やや下、大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の一部改正です。項目1、保育料の無償化に係る改正。関係条文第3条では、幼稚園保育料を無料とします。項目2、還付・減免する規定の削除、関係条文第4条、第5条では、保育料無償化に伴い還付減免に関する規定が不要となることから、保育料を還付及び減免する規定を削除するものです。6ページに進みます。項目、過料に関する規定の改正、関係条文第6条では過料に処する規定から、保育料の徴収を免れた場合に関する規定を削除します。項目4、保育料を規定した別表の削除。関係条文別表では、保育料無償化に伴い、保育料を定めた別表を削除します。

次に、大空町立預かり保育所条例の一部改正です。項目1、保育料の無償化に係る改正。関係条文第6条では、第1項を幼稚園の利用時間の区分のみを行う規定に改正し、第2項に預かり保育料を無料とする規定を加えます。項目2、還付・減免する規定の削除。関係条文第7条、第8条では、保育料の還付及び減免する規定を削除します。項目3、入所承認の取り消しに関する規定の改正。関係条文第9条では、入所承認を取り消す規定から保育料を滞納した場合に関する規定を削除します。項目4、過料に関する規定の削除。関係条文第12条では、過料に関する規定を削除します。項目5、保育料を規定した別表の削除。関係条文別表では、保育料定めた別表削除いたします。

参考資料7ページに移ります。大空町立へき地保育所条例の一部改正です。項目1、保育を規定した別表の改正。関係条文別表では、保育料を規定した別表のうち、3歳以上児に係る保育料を0円とし、3歳未満児に係る保育料のうち、階層2、市町村民税非課税世帯に係る保育料を0円とします。併せて、備考中不要となる規定を削除し、文言の整理を行うものです。

最後に大空町広域入所に関する条例の一部改正です。項目1、保育料の無償化に係る改正。関係条文、第4条では、保育料の無償化対象とならない子ども・子育て支援法第19条第3号の認定を受けた子ども、3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子どもの保育料についての規定に改正します。項目2、保育料を規定した別表の改正。関係条文別表では、無償化の対象となる3歳以上児の保育料について規定した別表1、別表2を削除し、3歳未満児の保育料について規定する別表とします。3歳未満児の保育料から階層2、市町村民税非課税世帯の保育料を0円とします。併せて備考中不用となる規定を削除し、文言の整理を行うものでございます。以降、参考資料8ページから31ページには新旧対照表を掲載しております。併せて御参照願います。

以上、大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例等の一部を改正する条

例制定について御説明させていただきました。御審議くださいますようお願い致します。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号、大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第45号、大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第46号

◇議 長 日程第8、議案第46号、令和元年度大空町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 43ページ。議案第46号、令和元年度大空町一般会計補正予算(第5号)。令和元年度大空町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,534万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億3,777万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の追加及び変更は、第3表、地方債補正による。令和元年9月11日提出、大空町長、山下英二。

45ページ。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

1款、町税から700万4,000円減額。10款、地方特例交付金に267万8,000円追加。11款、地方交付税に1億1,878万円追加。13款、分担金及び負担金に30万4,000円追加。14款、使用料及び手数料から281万7,000円減額。15款、国庫支出金に972万3,000円追加。16款、道支出金から409万4,000円減額。17款、財産収入に9,111万8,000円を追加。18款、寄附金に50万円追加。19款、繰入金から、7,932万3,000円減額。21款、諸収入に216万円を追加。22款、町債から、667万8,000円減額し、46ページに移りま

す。歳入合計は、1億2,534万7,000円追加し、89億3,777万4,000円とするものです。

47ページ、歳出です。

2款、総務費に1,273万4,000円追加。3款、民生費に203万3,000円追加。4款、衛生費に1,210万円追加。6款、農林水産業費から1,229万2,000円減額。7款、商工費に405万6,000円追加。8款、土木費に8,769万6,000円追加。10款、教育費に70万円追加し、歳出合計は、1億2,534万7,000円追加し、歳入合計と同額にするものです。

48ページ、第2表、債務負担行為補正。1、追加です。網走厚生病院脳神経外科医療体制整備事業負担金は、斜網地域の脳血管疾患急性期医療体制の整備充実の重要性から、網走厚生病院に脳神経外科の開設、運営が必要であり、その診療体制維持のためには、財政支援が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。期間は令和2年から11年までとし、限度額は収支実績における損失金のうち、大空町が負担すべき額とするものです。

49ページ、第3表、地方債補正。1、追加です。調査整備事業債は、役場庁舎3階執務室が手狭であること。また、製図室の利用がなく、利活用が可能なことから、3階執務室の改修工事の財源として借り入れるもので、合併特例債を予定し、限度額260万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

網走厚生病院脳神経外科整備事業債は、債務負担行為補正で説明しました脳神経外科の開設に伴う医療機器、備品の整備が必要なことから、本町が負担すべき分の財源として借り入れるもので、過疎債を予定し、限度額1,210万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

2、変更です。臨時財政対策債は、限度額1億6,700万円から2,137万8,000円減額し、1億4,562万2,000円に変更したのは地方交付税算定の結果、当初見込みより減額となったため、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、58、59ページをお開きください。

2款1項7目、移住・定住対策事業、7節、臨時職員賃金に112万4,000円、13節、情報発信業務委託料に250万円、19節、U I Jターン移住支援金として300万円の追加は、まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版等に基づき、東京圏への一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、地方創生推進交付金を活用したU I Jターンによる起業、就業者の創出を図ることを目的にしたものです。

ふるさと応援寄附金事業、11節、消耗品に5万円、14節、ふるさと納税管理システム使用料として39万6,000円の追加は、寄附の受付情報の管理分析や個人情報の管理を安全かつ正確に処理し、信頼確保と寄附件数の増を図るため、システムの導入経費を計上するものです。

地域公共交通対策事業、19節、鉄道維持対策沿線自治体負担金として10

4万円の追加は、J R 北海道に対する緊急的かつ臨時的な支援に係る本町の支援金です。

8目、庁舎管理費、15節、執務室改修工事として280万円の追加は、先ほど第3表、地方債補正で説明しました役場庁舎3階執務室の改修に伴うものです。

12目、交通安全対策費、7節、推進員賃金に8万円の追加は、推進員の転居に伴い、通勤費が支給となったことによるものです。

14目、オホーツク公平委員会費、1節、委員報酬に11万5,000円、9節、費用弁償に18万9,000円の追加は、公平委員会を開催すべき案件が増えたことによるものです。

2項2目、町税賦課徴収費、23節、過誤納還付金及び加算金に144万円の追加は、法人町民税の予定納税還付申告が予想以上に多く、予算不足となり、既に予備費充用を行い還付してるところですが、今後さらに予定納税還付金が見込まれるためです。

3款1項2目、介護保険料事業特別会計繰出金、28節、繰出金に398万1,000円の追加は低所得者保険料軽減強化に伴う負担金の増です。

3目、障害者総合支援事業、13節、システム改修委託料として、92万7,000円の追加は、消費税改定等に伴うシステム改修委託業務として、23節、前年度障害者自立支援医療給付費国庫負担金返還金から、60、61ページにつながります、最後、前年度障害者総合支援事業費国庫補助金返還金まで総額1,262万7,000円の追加は、30年度の事業精査により国及び北海道への還付金を計上しております。

2項1目、子ども子育て支援事業、23節、前年度支援交付金国庫補助金返還金として23万5,000円の追加は30年度の事業精算による国への返還分です。

2目、特別児童扶養手当認定請求事務費、23節、前年度事務取扱委託金返還金として4,000円の追加は30年度事務委託金の精算による国への返還分です。

3目、豊住保育園管理運営費、13節、委託料に257万9,000円の追加は、特別支援児対応及び新規入園児の増により、保育士雇用増に伴うものです。

4款1項1目、保健衛生諸負担金、19節、網走厚生病院脳神経外科整備事業負担金として1,210万円の追加は、先ほど第3表、地方債補正で説明しました脳神経外科の開設に伴う医療機器、備品の整備に伴う本町負担です。

6款1項3目、中山間地域等直接払い事業、19節、交付金に30万円の追加は、8月9日の大雨による採草地への工作道の補修に伴うものです。

5目、農地一般事務費、9節、旅費に15万5,000円の追加は、国営かんがい排水事業採択に向けた要請活動に伴うもの。農業農村多面的機能支払い交付金事業、23節、過年度道補助金返還金として9,000円の追加は29年から29年度の事業精査による北海道への返還分です。

7目、古梅地区基幹水利施設管理事業、22節、損害賠償金として16万3,

０００円は、先ほど議案第４１号でお認めいただきました漏水事故による圃場冠水に伴う損害賠償金を計上しております。

農業水路等長寿命化防災減災事業、１１節、修繕料に１，３０６万５，０００円の追加は、リール式散水機の長寿命化を図るための部品交換及び修繕に伴うものです。１９節、オホーツク東部広域農業水利管理協議会負担金から、２，０９８万４，０００円の減額につきましては、当初予算では、古梅ダム堤体観測装置更新及び農業水路等の機能保全計画委託業務の一部につきまして、翌年度以降の事業の実施となり、その代わり古梅ダム構内高圧配電設備及び超音波流量計更新に振りかわったため、事業費が減額となったことによるものです。

農地耕作条件改善事業、６２、６３ページになります。１３節、委託料から５００万円の減額は、大成地区の作業道設計委託業務が不要となったことによるものです。

７款１項２目、藻琴山温泉芝桜公園管理運営費、１７節、土地及び立木購入費として総額４０５万６，０００円の追加は、土地及び立木の取得により、芝桜公園の一体的な景観の保全を図り、将来にわたり守り育てていくためのものです。

８款４項１目、下水道事業特別会計繰出金、２８節、繰出金から３４２万２，０００円の減額は、受益者分担金の増及び繰越金の計上に伴うものです。

７項１目、女満別空港活性化基金積立金、２５節、積立金として９，１１１万８，０００円の追加は、先ほど議案第４４号でお認めいただきました基金に空港民営化に伴う空港ビル株式の株譲渡による収入及び預金利子を積み立てるものです。

９款１項４目、災害対策費で補正はございませんが、一般財源から１９８万８，０００円を減額し、特定財源のその他に同額を振り替えております。これは、北海道市町村振興協会が４０周年記念特別支援事業として市町村防災減災対策事業推進交付金として交付されたことから財源内訳を変更するものです。

１０款３項２目、女満別中学校教材費、１８節、教材備品に７０万円の追加は、教育振興のため寄附をいただいたことから、金管楽器の更新費用に充てるものです。

５項１目、幼稚園費で、これも補正ございませんけれども、特定財源その他から２７６万３，０００円を減額し、国庫支出金に同額を振りかえております。理由につきましては、議案第４５号でお認めいただきました幼児教育保育の無償化に伴い、１０月以降の幼稚園保育料等の収入がなくなり、その分、国から子ども子育て支援臨時交付金として交付されることから財源内訳を変更するものです。

続きまして歳入の説明をいたします。５４、５５ページをお開き下さい。

１款１項１目１節、均等割に２３万円の追加は納税義務者数の増によるもの。所得割額から６４２万円の減額は、農業所得が見込みより大きく減少したことによるものです。

２項１目１節、土地に８６万１，０００円の追加は、宅地分譲地取得や滅失家屋等による住宅特例対象外となったことによるもの。家屋から５５万３，０

00円の減額は、主に住宅解体による対象家屋の減によるもの。償却資産から112万2,000円の減額は、航空機や北電、北海道総合通信網等、国、北海道配分が見込みより減少したことによるものです。

10款1目1節、地方特例交付金に267万8,000円の追加は、自動車税減税補てん特例交付金の増によるものです。

11款1項1目1節、普通交付税に1億1,878万円の追加は、普通交付税の確定によるもので、当初予算編成時におきましては、地方財政計画において地方交付税総額が前年度よりも、1.3%増となっておりますが、合併による加算分の段階的な減額措置などからそれらを踏まえて、地方交付税は前年度当初予算比の4.1%減の31億2,035万8,000円を見込んでいました。本年4月の交付税算定におきまして、前年度との比較をしますと、合併による加算分で約2,600万円の減、算定基礎となる単位費用の見直しなどで2,200万円の減となっておりますけれども、合併特例債の償還額の増による公債費が4,800万円ほど増えたことから、普通交付税は、昨年度と比較して7万1,000円の減となりました。このことから、令和元年度当初予算と比較しますと1億1,878万円増の総額32億3,913万円となっているところです。

13款2項1目1節、オホーツク町村公平委員会負担金に30万4,000円の追加は、歳出で説明いたしました公平委員会の開催増に伴うものです。

14款1項2目2節、保育所保育料から5万4,000円の減額。

7目3節、保育園保育料から212万1,000円の減額、預かり保育所保育料から、64万2,000円の減額につきましては、議案第45号でお認めいただきました幼児教育保育の無償化に伴うものでございます。

15款1項2目2節、低所得者保険料軽減負担金に198万7,000円の追加は、介護保険料軽減強化に伴う国の負担金です。4節、特例保育給付負担金に120万3,000円の追加は、歳出で説明いたしました、豊住保育園管理運営費に係る国の負担金です。

2項2目1節、障害者総合支援事業費補助金として76万6,000円の追加は、歳出で説明いたしました障害者相談支援事業システム改修に伴う国の補助金です。2節、子ども・子育て支援臨時交付金として281万7,000円の追加は、議案第45号でお認めいただきました幼児教育保育の無償化に伴う国の交付金です。

4目1節、農地耕作条件改善事業補助金に145万円の追加は、農地耕作条件改善事業に係る国の補助率変更に伴うものです。

5項1目1節、地方創生推進交付金として150万円の追加は、歳出で説明しました移住定住対策事業のU I Jターン移住支援金に係る国の交付金です。

続きまして56、57ページ、16款1項1目2節、低所得者保育料軽減負担金に99万3,000円の追加は介護保険料軽減強化に伴う道の負担金です。4節、特例保育給付負担金に53万6,000円の追加は、歳出で説明しました豊住保育園管理運営費に係る道の補助金です。

2項1目2節、U I Jターン新規就業支援事業補助金として75万円の追加

は、先ほども説明しました移住定住対策事業のU I J ターン移住支援金に係る道の補助金です。

4 目 1 節、農業水路等長寿命化防災減災事業補助金から 6 3 7 万 3 , 0 0 0 円の減額は、歳出でも御説明しました農業水路等長寿命化防災減災事業費の減に伴うものです。

1 7 款 1 項 2 目 1 節、女満別空港活性化基金利子に 3 万 8 , 0 0 0 円の追加は、歳出で説明しました当該基金の預金利子でございます。

2 項 3 目 1 節、有価証券売却収入として、9 , 1 0 8 万円は、先ほども御説明しました空港民営化に伴う女満別空港ビル株式株 6 6 0 株の譲渡によるものです。

1 8 款 1 項 1 目 1 節、一般寄附金に 5 0 万円の追加は 1 件の寄附によるものです。

1 9 款 1 項 1 目 1 節、財政調整基金繰入金から 6 , 2 7 4 万 5 , 0 0 0 円の減額。

4 目 1 節、公共施設等整備基金繰入金から 1 , 6 5 7 万 8 , 0 0 0 円の減額は今回補正の財源調整によるものです。

2 1 款 4 項 1 1 目 1 節、損害賠償保険金として 1 6 万 1 , 0 0 0 円の追加は、議案第 4 1 号でお認めいただきました漏水事故による損害賠償金によるものです。

北海道市町村振興協会特別支援交付金として 1 9 8 万 8 , 0 0 0 円の追加は、創立 4 0 周年記念特別支援事業として市町村防災減災対策事業推進交付として交付されたものです。

過年度農業農村多面的機能支払交付金返還金として 1 万 1 , 0 0 0 円の追加は、平成 2 7 年から 2 9 年度の事業精算による返還金として納付いただくものです。2 2 款の町債につきましては、第 3 表で説明したとおりでございます。説明を省略させていただきます。

以上、補正予算について御説明申し上げました。御審議くださいますようお願い致します。

◇議 長 ここで 1 0 分間休憩します。

(休憩 午前11時04分)

(再開 午前11時14分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議 長 日程第 8、議案第 4 6 号の議事を続けます。暑い方は上着を脱いでよろしいです。これから質疑を行います。質疑はありますか。2 番、三條議員。

◇三條議員 2 番。3 点ばかりですね、教えていただきたいと思います。1 点目は、5 9 ページ 1 3 節の情報発信業務委託料 2 5 0 万円の業務委託の内訳、どういうところに発注をして、どういった情報の発信をしようとしているのかをお知らせいただきたい。

61ページの19節、網走厚生病院脳神経外科整備事業負担金について。既にこのことにつきましては新聞等でも報道されておりますし、多くの町民の皆さんが安堵されていることと思いますが、新聞等で情報を得られてない町民の皆さんも多々おられます。短くて結構ですので概要等をお知らせいただきたい。

3点目、63ページの17節、公有財産購入費。購入することになった経過と必要性等について、説明をお願いしたいと思います。

以上3点よろしく申し上げます。

◇議 長 塚原総務課参事。

◇総務課参事 ただいま御質問いただきました、59ページ、13節、委託料の情報発信業務委託料に関しまして、お答えさせていただきます。

こちらですが、UIJターン移住支援金の運営に伴いまして、どの程度の周知を初めとする、移住定住施策の推進のために、情報発信を行うということを想定しております。具体的には今までも移住定住に関する情報発信業務は各種町のホームページ等でやってはいるところですが、地域の担い手となるような若者ですとか子育て世代といった、いわゆるその現役世代の方にはもっともっと情報発信させていって、当町のほうに移住していただきたいとそういった感じでの今回のUIJターンの移住支援金を始めるということもあるんですけども、そういった観点から、より円滑な情報発信が出来るように、ウェブサイト等を立ち上げ運営を業務としてやっております広告制作会社、それに対して業務委託することで、主にインターネット等を活用した効果的な情報発信に関する企画、立案、実施運営等を委託するという予定でございます。内訳につきましては、250万、全てサイトの立ち上げ、企画立案、サーバー等の保守管理等に充ててございます。以上です。

◇議 長 福祉課参事

◇福祉課参事 61ページの保健衛生負担金、網走厚生病院脳神経外科整備事業負担金の内容につきまして、これまでの経過なども含めて御説明をさせていただきます。

これまで本町を含めまして斜網地域における脳疾患医療につきましては、網走脳神経外科リハビリテーション病院、現在は網走の丘総合病院となっておりますけれども、そちらが担ってまいったところでございます。

今年度に入りまして、網走脳神経外科病院から5月以降手術を実施しないとする情報が網走市にあったところでございます。脳疾患につきましては、一刻も早い搬送処置が必要でありますけれども、手術が必要な患者につきましては、北見赤十字病院へ転院搬送しなければならないという状況になってしまったところでございます。

その点につきまして斜網地域1市4町でその対応について協議をしてまいった訳でございますけれども、北見赤十字病院に対しましては、直接搬送の円滑な受け入れを要請し、直接搬送の基準を定めるなどして、ある程度受け入れてもらえるということになりましたけれども、北見赤十字病院が管内一手に引き受けるということになりますことや、脳疾患が時間との勝負であるということも考え合わせますと、やはり斜網地域に脳神経外科が必要であろうというこ

ころにつきましては、疑う余地がないという見解で一致をしているところでございます。

網走市を中心に、さまざまな協議や検討を行ってまいりましたが、開設に伴います初期費用に加えまして、その後の体制維持に必要な費用を負担してでもを脳神経外科の開設を目指していくということで進めてきたところでございます。

開設にあたりまして今回提案させていただいておりますけれども最低限必要な機器備品等の整備費用、報道等にもございましたが、2億2,000万円程度が必要でございますけれども、それを斜網地域の1市4町でもって負担割合を出しまして、本町はそのうち5.5%でありますけれども、1,210万円を負担することとなり、その後の補正予算を提案させていただいたところでございます。

さらに一方体制維持のための負担金としまして、そちらにつきましては、当該年度の収支損益状況を見た上で必要な負担を行うことと考えておりまして、最短では発生しても、来年度、令和2年度において、今年度の状況を確認した上でということになってまいります。したがって、体制維持の負担金につきましては、歳出の補正ではなく後年度にわたる債務負担を負うために必要な債務負担行為補正のご提案をさせていただいたところでございます。

以上が概要でございます。よろしくお願い致します。

◇議 長 地域振興課長。

◇地域振興課長 三條議員の芝桜公園管理運営費にかかります公有財産購入費につきまして、御質問ありましたので、御答弁いたしたいと思っております。

芝桜公園につきましては、町民に潤いと安らぎをもたらす、また訪れる方々につきましても心をいやし感動を与えるなど貴重な景観でありまして、町にとってもかけがえのない財産であるところでございます。

芝桜公園におきましては、さらに、良好な景観の形成を促進し、また、芝桜公園全体の景観を将来にわたって守り育てていくため、芝桜と立木を生かした一体的な景観保全、眺望の景観保全が今後とも必要でありますことから、今回隣接地であります斜面をのぼったところの北側の立木の部分につきまして、土地及び立木を取得する経過となったものでございます。

所有者におきましても、今回、財産の処分等を検討していたことから、今回隣接地である土地及び立木を購入し一体的な景観保全、眺望の保全を守るものとして購入するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい。3点目の公有地の土地の分だけちょっと確認させていただきたいのですが、今後いろいろなケースが出てくるのかなと思います。景観を維持するために、隣接するところの取得をしていくということになっていくと思うのですが、当然所有者がいて、手放す人もいれば、買って欲しいという方もいると思うのですが、ケースバイケースそういう場合には、町としてそういうものを取得するということによろしいでしょうか。そこをお

答えいただければ。

◇議 長 副町長。

◇副 町 長 私から答弁させていただきたいと思いますが、いずれにしても今言ったように景観保全、特に私どもの町では景観保全条例とか持っていない。ですから、個々の案件について、具体的に検討していくことになるかなと思っております。

町の内部におきましては、財産取得と処分等検討委員会、私を中心に各課長を筆頭に委員で構成しております。その中で、今言った、その事案に応じて検討していくと。また、場合によっては庁内全てで議論していく、またその際には、議会にもお諮りをしていきたいというふうに思っております。

今回の公園の用地につきましては、約半分以上の町有地がその公園の裏側にあるということで、この土地については過去からそういう課題を抱えておりました。そういうような中で、今回、そういう時期が来て交渉が出来るという段階になったものですから、今回予算を提案させていただいたという内容でございますので、御理解を賜ればと思っております。よろしくお願い致します。

◇三條議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。3番、上地議員。

◇上地議員 同僚議員の質疑の中でもあって、説明を聞いたのですが、そこからさらに深めて産建の資料で確認させていただいたのですが、63ページの同じく公有財産購入費で芝桜公園の隣接地を購入するということでありましたが、産建の資料の中で気になったのが、立木を生かした自然景観の保全ということはあったのですが、立木の3樹木を確認するとカラマツの林齢が52年、そして天然広葉樹が44年、そしてカラマツが62年とそのようなことから、林齢的にも伐採期に来ているものがあると思うので、今後どのように整備していくのか。実際林齢的にもう伐採していかなければいけない木が多数あるのかなという印象を受けたので、その点について確認させてください。

◇議 長 地域振興課長。

◇地域振興課長 上地議員の御質問ですが、今回カラマツと天然広葉樹ということで、カラマツにつきましては、林齢が50年以上経過しておりまして、確かに伐採の時期というものが迫っている状況でございます。今回購入する土地、山林につきましては、斜面の山林ということもありまして、景観の部分でいけば、山頂部に近いところが影響を受けるかなというふうに考えておりますけれども、それ以外のところにつきましては、風等によって倒木ということの恐れもありますので、その辺をちょっと詳しい方と御相談しながら、伐採方法等について今後検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

失礼しました。今回の山林につきましては、景観にかかわる部分を含めて何層かに組分けが出来る状況にありますので、計画的に伐採の範囲を決めながら、風等の影響等も考慮しながら、何層かに分けて伐採をして、更新して新たな木が育ってから、また、伐採するような形をとりながら計画的に進めたいと思っております。芝桜と立木の景観の一体化を保全する形で、伐採範囲を決めなが

ら計画的な更新を進めたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号、令和元年度大空町一般会計補正予算(第5号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第46号、令和元年度大空町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第47号

◇議 長 日程第9、議案第47号、令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木福祉課長。

◇福祉課長 議案書67ページでございます。議案第47号、令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億681万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和元年9月11日提出、大空町長、山下英二。

議案書69ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

4款、繰入金に31万6,000円を追加し、歳入合計は12億681万2,000円とするものです。

70ページをお開き願います。歳出です。

7款、諸支出金に31万6,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明を申し上げますので、76、77ページをお開き願います。

7款1項1目23節、一般被保険者保険税還付金及び還付加算金に20万円の追加は、年度を越えた資格の異動により、賦課額が変更となり、還付する額が見込みを上回ったため、増額をするものです。

3目23節、前年度特定健康診療等負担金返還金に11万6,000円の追加は、平成30年度事業費の額が確定したことに伴う返還です。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので74、75ページをお開き願

ます。

4 款 2 項 1 目 1 節、国民健康保険基金繰入金に 3 1 万 6 , 0 0 0 円の追加です。今回の補正財源として繰り入れるものです。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願い致します。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 4 7 号、令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 7 号、令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 0 議案第 4 8 号

◇議 長 日程第 1 0、議案第 4 8 号、令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 7 9 ページをお開きください。議案第 4 8 号、令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)。令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 2 万 7 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 2 , 2 3 6 万 6 , 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和元年 9 月 1 1 日提出、大空町長、山下英二。

議案書 8 1 ページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。

1 款、保険料から 3 9 7 万 4 , 0 0 0 円を減額。3 款、国庫支出金に 2 1 万 3 , 0 0 0 円を追加。5 款、道支出金に 7 , 0 0 0 円を追加。7 款、繰入金に 3 9 8 万 1 , 0 0 0 円を追加。歳入合計は 2 2 万 7 , 0 0 0 円追加し、8 億 2 , 2 3 6 万 6 , 0 0 0 円とするものです。

8 2 ページをお開きください。歳出です。

1 款、総務費に 4 0 万円を追加。3 款、地域支援事業費に 3 万 8 , 0 0 0 円を追加。4 款、基金積立金から 2 4 万 3 , 0 0 0 円を減額。5 款諸支出金に 3 万 2 , 0 0 0 円を追加。歳出合計は 2 2 万 7 , 0 0 0 円を追加し、歳入合計と

同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。今回の補正は、介護保険法施行令等による低所得者の保険料軽減強化に伴い減額となる介護保険料収入や当該減額分に対する財源対策、介護保険システムの改修費用、その他歳出予算の不足が見込まれる事業について予算を補正するものです。

歳出から御説明しますので、88、89ページをお開きください。歳出です。

1款1項1目13節、総務一般事務費に40万円の追加は、令和元年10月実施予定の介護職員のさらなる処遇改善及び消費税率引き上げ影響分に係る上乘せ等、介護報酬が改定されることに伴い、介護保険システム改修するものです。なお、事業費の2分の1相当額について国から補助金が交付されます。

続いて、3款2項1目8節、認知症総合支援事業に3万8,000円の追加は、認知症の人やその家族に早期にかかわる認知症初期集中支援チームに専門委員として参加していただいている認知症サポート員に対する報償費を追加するものです。年度当初には、認知症初期集中支援チームの支援会議の開催を2回予定しておりましたが、支援方針等の検討を要する案件について、既に支援会議を2回開催したことから、今後の支援案件対応するために補正をするものであります。

続いて、4款1項1目25節、介護保険基金積立金から24万3,000円の減額は、今回の補正予算の財源調整として、基金の積立金を減額するものです。

5款1項1目23節、第1号被保険者保険料還付金及び還付加算金に3万2,000円の追加は、死亡や転出等に伴い、前年度の保険料が減額となる被保険者に対し、保険料を還付するものです。

続いて、歳入の説明を申し上げますので86、87ページをお開きください。

1款1項1目1節、介護保険料現年課料分から397万4,000円の減額は、低所得者の保険料軽減強化として実施されている所得段階別の減額賦課に伴い、所得段階第1段階から第3段階に該当する被保険者の保険料が減額となるものです。

3款2項2目1節、現年度分包括支援事業・任意事業交付金に1万4,000円の追加は、歳出で御説明申し上げました認知症総合支援事業の財源として、国から交付されるものです。

同じく4目1節、介護保険制度改正システム改修事業補助金に19万9,000円の追加は、歳出で御説明を申し上げました介護保険システムの改修の財源として国から交付されるものです。

5款2項1目1節、現年度分包括支援事業・任意事業交付金に7,000円の追加は、国庫支出金同様認知症総合支援事業に係る北海道の負担分として交付されるものです。

7款1項2目1節、包括的支援事業・任意事業繰入金に7,000円の追加は、認知症総合支援事業に係る町負担分として一般会計から繰り入れするものです。

同じく3目1節、低所得者保険料軽減繰入金に397万4,000円の追加

は、歳入の最初に御説明申し上げました、介護保険料現年課料分の減額相当分を一般会計から繰り入れされるものです。なお、この軽減策につきましては、国2分の1、北海道4分の1の負担で実施されるもので、相当額につきましては、一般会計の歳入補正予算に計上しております。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げましたので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第48号、令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第48号、令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第49号

◇議 長 日程第11、議案第49号、令和元年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書、91ページになります。議案第49号、令和元年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。令和元年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,447万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和元年9月11日提出、大空町長、山下英二。

93ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

1款、分担金及び負担金に、58万2,000円の追加。5款、繰入金から342万2,000円を減額。6款、繰越金に、289万6,000円を追加。歳入合計は、5万6,000円を追加し、3億3,447万4,000円とするものです。

94ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費に5万6,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。
次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますの

で、１００ページ、１０１ページをお開き願います。

１款１項１目、一般管理費、８節、報償費の追加は、受益者負担金等一括納入奨励金１５件に対する経費を計上しておりましたが、３件の追加により５万６，０００円を追加するものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、９８ページ、９９ページをお開き願います。

１款１項１目１節、受益者負担金等の追加は２２件に対する経費を計上しておりましたが、４件の増加により５８万２，０００円を追加するものです。

５款１項１目１節、一般会計繰入金から３４２万２，０００円を減額しております。補正予算の財源調整のため変更するものです。

６款１項１目１節、前年度繰入金に２８９万６，０００円を追加しております。平成３０年度からの繰越金が確定したことによる変更でございます。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４９号、令和元年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第４９号、令和元年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 認定第１号 から 日程第１９ 認定第８号

◇議 長 日程第１２、認定第１号、平成３０年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第１９、認定第８号、平成３０年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、までの８件を一括議題とします。本件について、日程の順序により、随時提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 １０３ページです。説明にあたりましては、既に配付しております平成３０年度大空町各会計歳入歳出決算書も使用いたしますので、御用意願います。

認定第１号、平成３０年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成３０年度大空町一般会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和元年９月１１日提出、大空町長、山下英二。

３０年度の各会計歳入歳出決算書の１０ページをお開き願います。決算書の

実質収支に関する調書の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

初めに一般会計です。１０ページ、実質収支に関する調書。１、歳入総額８億３,９４６万７,０００円。２、歳出総額８億１,４９８万３,０００円。３、歳入歳出差引額１億２,４４８万４,０００円。４、翌年度へ繰り越すべき財源、（２）繰越明許費繰越額２億１,２万１,０００円。５、実質収支額１億２,２３６万３,０００円。

次に議案書に移ります。１０５ページをお開きください。認定第２号、平成３０年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成３０年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和元年９月１１日提出、大空町長、山下英二。

決算書の１０４ページをお開き願います。国保会計における実質収支に関する調書。１、歳入総額１億２,２２０万２,０００円。２、歳出総額１億３,６４３万３,０００円。３、歳入歳出差引額１,５７６万９,０００円。５、実質収支額１,５７６万９,０００円。

次に議案書１０７ページをお開き願います。認定第３号、平成３０年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成３０年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和元年９月１１日提出、大空町長、山下英二。

決算書の１３０ページをお開き願います。実質収支に係る調書。１、歳入総額１億１,３４４万１,０００円。２、歳出総額１億１,３０３万６,０００円。３、歳入歳出差引額４０万５,０００円。実質収支額４０万５,０００円。

次に議案書１０９ページをお開きください。認定第４号、平成３０年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成３０年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和元年９月１１日提出、大空町長、山下英二。

決算書１４４ページをお開き願います。実質収支に関する調書。１、歳入総額７億６,８３７万１,０００円。２、歳出総額７億４,２６０万５,０００円。３、歳入歳出差引額２,５７６万６,０００円。５、実質収支額２,５７６万６,０００円。

次に議案書１１１ページをお開き願います。認定第５号、平成３０年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成３０年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和元年９月１１日提出、大空町長、山下英二。

決算書の１７２ページをお開きください。実質収支に関する調書。１、歳入総額５億８万５,０００円。２、歳出総額５億３万７万５,０００円。３、歳入歳出差引額２９万円の不足。５、実質収支額２９万円の不足となっております。

次に議案書１１３ページをお開きください。認定第６号、平成３０年度大空

町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和元年9月11日提出、大空町長、山下英二。

決算書の186ページをお開きください。実質収支に関する調書。1、歳入総額2億9,661万1,000円。2、歳出総額2億9,191万9,000円。3、歳入歳出差引額469万2,000円。5、実質収支額469万2,000円となっています。

次に議案書115ページをお開きください。認定第7号、平成30年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和元年9月11日提出、大空町長、山下英二。

決算書の202ページをお開き願います。実質収支に関する調書。1、歳入総額3億3,509万2,000円。2、歳出総額3億3,219万4,000円。3、歳入歳出差引額289万8,000円。5、実質収支額289万8,000円となっています。

次に議案書117ページをお開き願います。認定第8号、平成30年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和元年9月11日提出、大空町長、山下英二。

決算書の218ページをお開き願います。実質収支に関する調書。1、歳入総額2,982万6,000円。2、歳出総額2,887万円。3、歳入歳出差引額95万6,000円。実質収支額95万6,000円となっております。

以上、提案理由について御説明申し上げました。御審議くださいますようお願い致します。

◇議 長 お諮りします。本件については、議長及び議会選出監査委員を除く10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長及び議会選出監査委員を除く10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。暫時休憩します。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午前11時58分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元に配りました名簿

のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）。

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。ここでしばらく休憩します。休憩中に決算審査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。再開はブザーをもってお知らせします。

（休憩 午前 11 時 59 分）

（再開 午後 0 時 12 分）

- ◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、諸般の報告を行います。休憩中に、先ほど設置されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

決算審査特別委員会委員長に沢出好雄議員。副委員長に原本哲己議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第 20 発議第 7 号

- ◇議 長 日程第 20、発議第 7 号、看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める要望意見書を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。6 番沢出好雄議員。

- ◇沢出好雄議員 議会の議案書 1 ページをお開きください。発議第 7 号、看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める要望意見書。このことについて、大空町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。令和元年 9 月 12 日提出。大空町議会議員、沢出、上地、松田、品田、三條の各議員であります。

3 ページでございます。この要望の内容でございますが、高齢化が進む中、厚生労働省は、2025 年度に向けた看護職員の推計と確保策の中で、介護職員の必要数は 200 万人と試算しておりますが、低賃金、過重労働の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態となっております。このことから、記、以降の事項の実現を要望するものであります。

記、1、看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心な医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金「特定最低賃金」を新設すること。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い致します。

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号、看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める要望意見書を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第7号、看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議第8号

◇議 長 日程第21、発議第8号、介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める要望意見書を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。6番、沢出好雄議員。

◇沢出議員 議案書5ページをお開きください。発議第8号、介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める要望意見書。このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。令和元年9月12日提出、大空町議会議員、沢出、上地、松田、品田、三條の各議員であります。

7ページでございます。この要望の内容であります。高齢化が進む中、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっておりますが、低賃金・過重労働の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっております。このことから、記以降の事項の実現を要望するものであります。

記、1、介護従事者の賃金の底上げをはかり、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金「特定最低賃金」を新設すること。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上説明申し上げましたのでよろしく御審議くださいますようお願い致します。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号、介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める要望意見書を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第8号、介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第9号

- ◇議 長 日程第22、発議第9号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。5番、原本哲己議員。

- ◇原本議員 議会側議案書9ページをお開きください。発議第9号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める要望意見書。このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。令和元年9月12日提出。大空町議会議員、原本、田中、深川、松岡、齋藤、後藤の各議員であります。

11ページでございます。この要望の内容であります。既存の制度や森林環境譲与税を活用し、さらなる森林整備の推進や森林資源の循環利用を進め、林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要となっております。このことから、記以降の事項の実現を要望するものであります。

記、1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、新整備事業の都道府県・市町村負担金の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材育成に必要な支援措置を充実強化すること。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣宛てでございます。

以上説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い致します。

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強

化を求める要望意見書を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第9号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 報告第8号

- ◇議 長 日程第23、報告第8号、平成30年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題とします。教育委員会教育長から平成30年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤生涯学習課長。
- ◇生涯学習課長 議会側議案書13ページ、報告第8号でございます。平成30年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告につきまして報告を申し上げます。

資料につきましては、別冊の平成30年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書をご覧ください。

教育委員会の活動状況につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されています。このことから、大空町教育委員会では、平成30年度の教育委員会所管の事務について自ら点検・評価を行ったところです。去る8月9日に開催された教育委員会会議に提出し、議決されたことから、町議会議長宛てに提出し、議会に報告するものです。

報告書表紙から2枚めくっていただいて、1ページからの第1部、教育委員会の活動状況では、教育委員会名簿。1ページ下段から6ページにかけて、教育委員会会議及び教育委員会協議会の開催状況を。7ページには、教育委員会関連の条例規則等の制定状況、主な計画等の策定状況を。8ページには、教育委員会委員の主な活動状況を。9ページは、教育関係機関等の活動状況を。10ページから14ページには、学校に対する指導・助言・指示等の状況を。15ページには、町民に対する情報提供について掲載しております。また、16ページから19ページには、平成30年度教育関係予算の最終予算の状況及び主な事業に係る最終予算を掲載しております。

20ページからの第2部につきましては、学校教育活動に係る反省・評価でございます。大空町教育推進計画の実現を目指し、計画の基本目標、基本方法、観点とのかかわりを示しております。平成30年度の大空町教育推進方針では、学校教育に関して4つの基本目標を掲げており、基本目標ごとに5段階による評価を実施しておるところでございます。基本目標につきましては、20ページ中段の1、確かな学力の定着と自立する生き方を育む教育活動の充実を図る。22ページ上段の2、豊かな心と健やかな体を育む教育活動の充実を図る。

る。23 ページ中段の3、信頼に応える学校づくりを推進する。24 ページ中段の4、地域全体で子どもを守り育てる体制づくりを推進する。の4つとなっております。

26 ページからは、第3部といたしまして、社会教育活動に係る反省・評価を掲載しております。学校教育同様、大空町教育推進方針の社会教育に関する部分における3つの基本目標ごとに5段階による評価を実施しております。基本目標は、26 ページ中段の1、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを推進する。27 ページ中段やや上の2、豊かな学びをつくる生涯学習を推進し、学校・地域と連携した社会教育活動を展開する。28 ページ中段やや上の3、芸術・文化・スポーツ活動を推進するの3つでございます。

30 ページからは、平成30年度大空町社会教育推進計画に係る反省・評価でございます。社会教育事業、生涯学習推進事業、家庭教育・子育て支援事業、青少年健全育成事業、芸術・文化振興事業、保健体育振興事業に分離し評価を行っておるところでございます。これらの反省要件をもとにし、平成平成31年度令和元年度以降の事業計画を立てておるところでございます。

以上、報告書の概要を説明申し上げ、平成30年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告とさせていただきます。

◇議 長 これでは平成30年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については終わります。

◎日程第24 報告第9号

◇議 長 日程第24、報告第9号、平成30年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。山下町長から、お手元に配付しているとおり平成30年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議会側議案書15ページ、報告第9号、平成30年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を健全化判断比率とし、また、公営企業の資金の状況を示す指標を資金不足比率として、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し公表するものとなっております。

19ページをお開き願います。健全化判断比率について御説明いたします。表の上段が比率の名称、下段が大空町30年度決算に基づく比率、その下の括弧書きの数値は早期健全化の基準となる数値です。

初めに実質赤字比率につきまして、一般会計の収支が対象となり、赤字が地方公共団体の標準的な収入額である標準財政規模に占める割合を表すもので赤字の場合のみ算定されます。本町は黒字のため、今回は算定されません。早期健全化判断の基準につきましては、15%となっております。連結実質赤字比率について、全会計を合算した収支が対象となり、実質赤字額、または資金

不足額が標準財政規模に占める割合を表すもので、赤字の場合のみ算定されます。今回、介護サービス事業勘定特別会計が赤字となりましたけれども、他の各会計が黒字となり、赤字を上回るため算定されておりません。早期健全化判断の基準は、20%となっています。

実質公債費比率につきましては、一般会計が負担する地方債元利償還金や債務負担行為による支出額、企業会計の地方債元利償還金に充てるための繰出金などが標準財政規模に占める割合を示すもので、3カ年の平均で算定されています。28年から30年度の3カ年平均で10.7%、前年度に比べ0.4%増加しております。これは、地方債元利償還金は減少しているものの、それを超える普通交付税、臨時財政対策債の減少が要因となっております。この比率が高くなりますと、義務的経費が多くなることから財政の弾力性が低下し、投資的経費などへの予算配分が十分に行えなくなります。早期健全化判断基準は25%となっております。

将来負担比率につきましては、一般会計の地方債残高や債務負担行為による歳出予定額など、将来に負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示すものです。30年度は前年度と比較し、将来負担となる地方債残高が増えているものの、充当可能財源となる基金や普通交付税の措置見込み額が増えたことなどにより、充当可能財源が将来負担額を上回ったため、数値が表示されていません。この比率が高くなりますと、将来の実質公債費比率も増大するなど、財政運営上の問題が生じてくる可能性が高くなることを示すものです。早期健全化判断基準は350%となっております。

21ページでございます。資金不足比率につきましては、企業会計ごとの資金不足額が事業規模に占める割合を表わすもので、資金不足という表現となっております。一般会計で言います赤字の意味になります。本町で対象となる会計は記載のと通りの3会計となり、いずれの会計も資金不足を生じていないことから、算定されておりません。経営健全化基準は、20%となっております。

23ページ、25ページにつきましては、監査委員からの意見書となっておりますので、御参照願います。以上、平成30年度決算に基づきます本町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

◇議 長 次に、監査委員による平成30年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の説明を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査員 ただいま上程になりました報告第9号、平成30年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類をさらに同法第23条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、それぞれ審査いたしましたので、ご報告申し上げます。

財政健全化の審査及び経営健全化の審査は、8月21日、松岡監査委員とともに実施したところであります。財政健全化の審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。その結果、お手元に配付された資

料に記載のとおり、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。平成30年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準と比較すると、これを下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

次に、経営健全化の審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に実施いたしました。その結果、お手元に配布された資料に記載のとおり、審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

平成30年度の資金不足比率は、各会計とも資金不足を生じておらず、経営健全化基準の20%と比較すると、いずれも下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

以上、平成30年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、審査結果の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで平成30年度大空町健全化判断比率及び資金不足比率については終わります。

◎日程第25 報告第10号

◇議 長 日程第25、報告第10号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査員 ただいま上程になりました報告第10号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、令和元年5月分から令和元年7月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、5月分につきましては6月21日、6月分につきましては7月26日、7月分につきましては8月21日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘すべきする事項はございません。

以上、適正であることを認め監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。山下町長から発言があれば許します。山下町長。

◇町 長 第3回大空町議会定例会の閉会にあたりまして一言お話を申し上げます。

この定例会におきましては、平成30年度の決算の認定について提出をさせ

ていただいたところであります。あわせて、監査委員の皆様からの決算審査意見書も付しているところでございます。その中におきまして、事業の積算にあっても、コストの削減を目指すべきであると、そのような表現を記載されております。これは町民の皆さんの感覚と私ども行政に携わっている職員の予算に対する、金額に対する、さらには積算などに対するものの見方というものが少し乖離しているのではないかと受けとめているところでもあります。

予算といいますのは、町民の皆さんからの税金などの預かりものでございます。そういった中で執行においては透明性を確保しなければならないという側面がございます。

一方では自分のお金だったら、本当にこういった積算は適正であろうか、また、自分であれば、こういった事業に、こういったものに、これだけお金をつぎ込んで値のあるものと、自分自身でも感じられるだろうかという視点が大切ではないかと、その2面性があるものと思っております。

今回予算で職員の事務用の椅子を購入させていただいたところでもあります。形式は課長職などのものと、その他の職員のものとして多少ランクがありますけれども、カタログから見た定価でいきますと、課長職の椅子が4万6,000円、その他の職員のもので3万4,000円でした。ただ、いろいろ積算をいたしまして、最終的に入札を行った結果、課長職の椅子については約3万4,000円、その他の職員の椅子については2万5,000円で購入することとなった訳でありますけれども、職員に、課長職ではなくて一般の職員ですけれども、一体この椅子が幾らしていると思うと、確認をと言いましょうか、何人かに聞いてみました。1番、安い値段を上げた職員は7,000円ぐらいでしょうかという意見もありました。高い値段を言った職員でも1万5,000円、2万までしないですねと、そういう見方がありました。

それが私が思うところの町民の目線、ごく一般的な単価と言いましょうか、物の価値、値段、目線ではなかったかなと思います。実際には、それ以上の値段のものでございます。そういったところを私どもはいろいろな工夫によって削減や、節約をしていかなければならないのと同時に、そういう値段であるとするならば、それに至ったその説明というものをしっかりしていかなければならない立場であるのだらうと、そのように感じているところでもあります。

今後特別委員会の設置をいただきましたので、その中で、平成30年度の決算について御審議を賜ることとなります。ぜひ、今回の意見の中にありました町民の目線としてどうであるかという視点を持って、さらに審査をいただければありがたいと思っているところでございます。

また、今回のこの定例会の中では、職員の健康管理という問題について、触れていただきました。議論の中からは職員の健康管理はもちろんでありますけれども、その職員の育成というところまで求められているのではないかと、そのように受けとめたところでございます。私は年に2回、職員とは各課ごとですね、その課の抱えている課題、私としてこんなことに取り組んでほしいと

いう課題などを挙げて懇談をさせていただいておりますけれども、一頃は各課全部合わせますと、その項目は200項目以上ありました。しかし、私が発案をして押しつけるだけでは、職員の自発的な発想というものにつながらないのではないかと、ここ1、2年はですね項目を半分程度に少なくして、一方で、さらに各課からこんなことをやってみたいという提案はないかということも含めて、懇談をさせていただいております。あわせて、そういった年2回の懇談でありますけれどもその後、あれはできているか、これはいつだということで、矢継ぎ早に聞いておりましたけれども、最近少し待ってみようと思って声をかけるのを少なくしているつもりではあります。ただ、職員から言わせるとあんなに矢継ぎ早に言われていて、それでも随分待ってるのかと言われるかもしれませんけれども、そういった気持ちを持つようにしているところでございます。

さらに昨年から予算をお認めいただきまして、いろいろな職員研修がありますけれども、私が上京などをする折に引率をしていただきながら、企業に訪問をさせていただく、各省庁に要請活動にまいるその時の日程調整や、さらには引率を含めて、アポ取りといひましようか、そういったことも含めてですね、一緒に回るという中での職員研修もさせていただいておりますし、今年は9月24日から第1弾として実施をしてみたいと思って、いろいろ手を変え品を変え、いろいろな取り組みをさせていただいておりますけれども、私自身が思いますのはなかなか人を育てるところは難しいものだと、まだまだ私などは失格だなと思っております。

しかし私だけではなくて、町民の皆さんや議員の皆さんにおかれても、行政を担う職員を育てるという一翼を担っていただくことということが大切なことだと思っておりますので、ぜひそういう視点からも御協力をいただければありがたいと思っております。

行政にかかわるその職員の育成、もちろんでありますけれども、まちづくりというのは、議会の皆さんのような立法機関の方々も必要なわけでありまして、そういった方々、担う方々の育成でありますとか、さらにはまちづくりに直接携わる町民の皆さんの活動家などの育成ということも大切になってくると思っております。まさしく大空町が掲げる、人花心育むまち、その中の人づくりというところが大きな課題になってこようと思っております。

私自身もこれからはさらにどんな方法があるのか、いろいろ考えながら、御提案をしたいと思っておりますが、ぜひ議員の皆様方におかれまして、その人の育成、育てるという視点からアドバイスと御協力をこれからもお願いを申し上げたいと思います。今、定例会に当たって、私なりに考えたことについて、皆さんに御披露させていただくとともに御協力を改めてお願いを申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

◇議長 以上で令和元年第3回大空町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午後 0時53分)